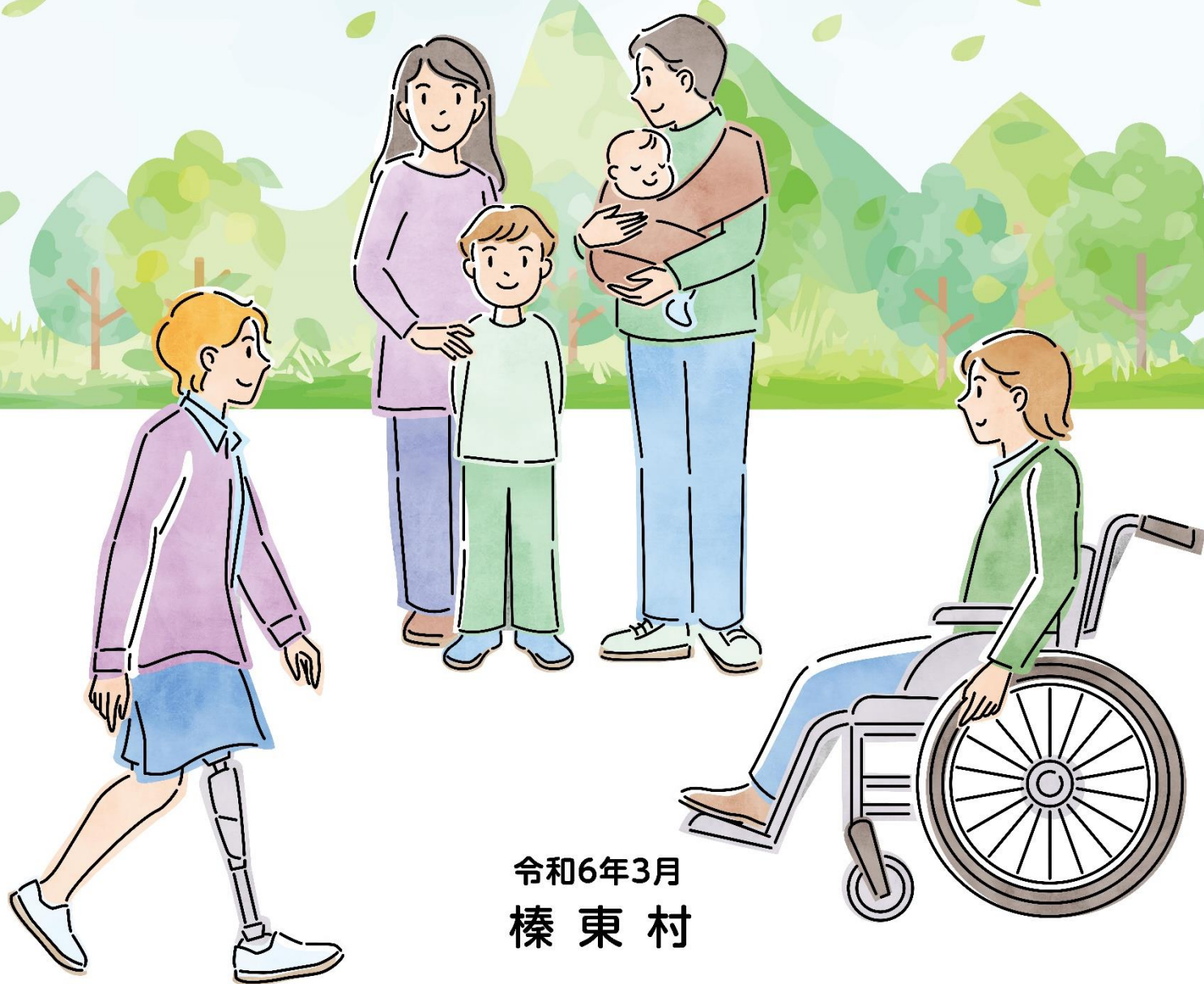


第4期 榛東村障害者計画
第7期 榛東村障害福祉計画
第3期 榛東村障害児福祉計画



令和6年3月
榛 東 村

ごあいさつ

本村では、障害のある人もない人もともに助け合い、地域で安心して暮らすことができるむらをめざし、「第3期榛東村障害者計画」に基づき、生活支援、雇用・就労、保健・医療、療育・教育など幅広い分野にわたり障害者福祉施策の推進に努めてまいりました。

また、障害福祉サービスなどの見込量や目標値を定めた「第6期榛東村障害福祉計画」、障害児通所支援などの見込量や目標値を定めた「第2期榛東村障害児福祉計画」を策定し、障害福祉の向上をめざして取り組んできました。

その間、国においては、障害者差別解消法の改正により民間企業への合理的配慮の義務化や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、障害のある方への支援拡充や権利擁護など、共生社会の実現に向けて法改正が行われています。

一方で、障害のある方の人数は増加するとともに、障害の重複化や保護者の高齢化など、障害のある方が抱える課題は複雑化・多様化しています。

このような状況を踏まえ、社会環境の変化への対応や障害福祉サービスなどを継続的に展開していくため、基本理念を「心かよいあう思いやりのむらづくり」とする「第4期榛東村障害者計画」、「第7期榛東村障害福祉計画」、「第3期榛東村障害児福祉計画」を策定しました。

今後の取り組みの推進にあたりましては、行政だけでなく、村民の皆様をはじめ地域や企業、福祉事業所などのご理解やご支援が重要です。「もっと！赤ちゃんから高齢者までだれもが安心して暮らせるインクルーシブな村へ」をめざして、一緒に取り組んでいただけたら幸いです。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見や各種調査へのご協力をいただきました村民の皆様をはじめ、様々な視点から熱心にご審議くださいました榛東村障害者計画策定委員会委員の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

榛東村長 南 千晴



目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	5
3 計画の期間	7
4 計画の対象	7
5 障害者の定義	8
6 計画の策定体制	9
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況と課題	13
1 人口と世帯の状況	13
2 障害のある人の現状	14
3 アンケートから見える現状	21
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本方針	32
3 施策の展開（体系図）	34
第4章 障害者・障害児施策の推進	37
基本目標1 共生する地域づくり	37
基本目標2 地域での生活を支援する体制づくり	40
基本目標3 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり	45
基本目標4 健康で安心できる環境づくり	47
基本目標5 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり	51
基本目標6 すべての人が安心して暮らせるまちづくり	56
【榛東村成年後見制度利用促進基本計画】	60
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	63
1 計画の基本的な考え方	63
2 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策	74
3 地域生活支援事業の必要量の見込み	79
4 障害児福祉サービスの見込み	86
第6章 計画の推進	91
1 計画の推進体制	91
2 計画の進行管理	91
資料編	95
1 榛東村障害者計画策定委員会設置要綱	95
2 榛東村障害者計画策定委員会 委員名簿	97

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1)近年の動き

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年9月以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）など、国内法を整備し、障害者施策を充実させてきました。

その後、令和3年～令和4年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月1日施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（一部を除き令和6年4月1日施行）など、障害者関連施策のさらなる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されました。

また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正（令和5年こども家庭庁厚生労働省告示第1号）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援などの地域支援体制の整備などをはじめとした各項目について見直しが行われ、障害のある人などに対する虐待の防止や障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化などについて新たに示されています。

■近年の法令などの改正の動き

年	国の主な動き
令和3年	3月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行 5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行）
令和4年	5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行） 12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）
令和5年	3月 「第5次障害者基本計画」策定

(2) 榛東村の状況

榛東村では、令和3年に「第3期榛東村障害者計画」(令和3年度～令和5年度)を策定し、「心かよいあう思いやりのむらづくり」を計画の理念に掲げ、障害のある人の暮らしを支える施策を展開してきました。

また、障害福祉サービスなどの見込量や目標値を定めた「第6期榛東村障害福祉計画」(計画期間:令和3年～令和5年度)、障害児通所支援などの見込量や目標値を定めた「第2期榛東村障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)を策定し、障害福祉の向上をめざして取り組んできました。

そのような中、障害者の人数は榛東村に限らず全国的に増加傾向にあり、障害のある人やその家族などの高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した課題も生じてきています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

この度、「第3期榛東村障害者計画」や「第6期榛東村障害福祉計画」、「第2期榛東村障害児福祉計画」がその目標年次を迎えたことから、近年の障害者制度の動向など社会情勢の変化を踏まえながら、この間の榛東村の取り組みを点検するとともに、村民のニーズを再度把握し、新たな「第4期榛東村障害者計画」や「第7期榛東村障害福祉計画」、「第3期榛東村障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格

(1)障害者計画

障害者基本法に基づき、榛東村における障害者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに、榛東村における障害者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、榛東村の障害者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

(2)障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

(3)障害児福祉計画

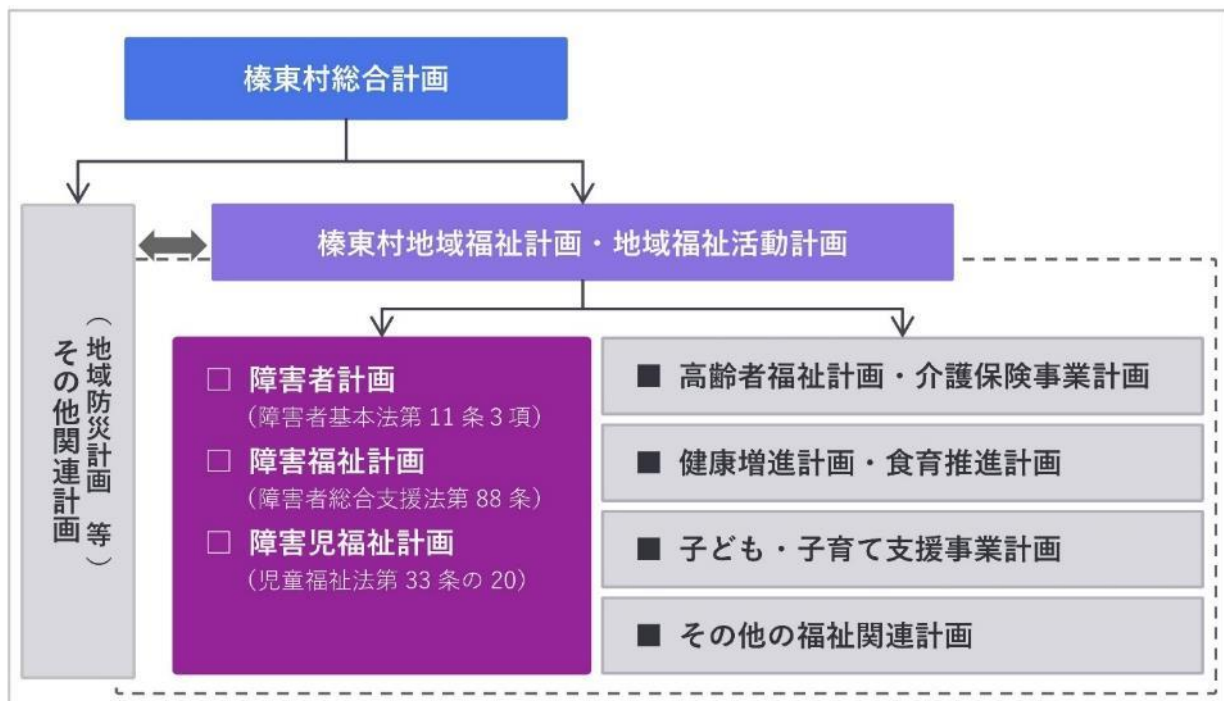
平成28年6月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた、18歳未満の障害児に対する障害福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障害者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条 第1項	障害者(児)施策の中 のサービス提供など についての具体的な 実施計画	障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20 第1項		障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(4) 関連計画との整合性

本計画の策定に当たっては、国の策定する『障害者基本計画(第5次)』、厚生労働省告示『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』及び『バリアフリーぐんま障害者プラン』との整合性を図ります。

また、村の最上位計画である『榛東村総合計画』や『榛東村地域福祉計画・榛東村地域福祉活動計画』などの各種関連計画と連携・調和がとれたものとします。



(5) SDGs(持続可能な開発目標)との関係

令和12年(2030年)までに世界各国が達成をめざす共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、「誰一人取り残さない」の基本理念のもと、国では令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を定めています。本計画では、SDGsに掲げる17の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」や目標10「人や国の不平等をなくそう」など、関連が深い目標に意識して取り組んでいきます。



3 計画の期間

(1)障害者計画

「第4期榛東村障害者計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

(2)障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第7期障害福祉計画」と「第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直しなどが行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

4 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障害のある人が榛東村で地域などの支援を受けながら安心して暮らしていくためには、障害がある方の積極的な社会参加を進めるとともに、地域において障害に対する理解を深めることが重要です。

そのため、本計画は、障害の有無にかかわらず、すべての村民を対象とします。

5 障害者の定義

この計画において、障害者(障害のある人)とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)の他、難病、その他の心身の機能の障害がある方で、障害や社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

関係法令で示す障害者の定義は、次のように示されています。

障害者基本法	障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	障害者とは「身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)、難病等 のうち18歳以上の人」をいい、また、障害児とは「児童福祉法に規定する障害児」をいいます。
発達障害者支援法	発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」として定めており、発達障害者とは、「発達障害や社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける人」をいい、発達障害児とは、「発達障害者のうち18歳未満の人」をいいます。

※社会的障壁：障害がある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※難病等：治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令により338疾病が指定されている。

※高次脳機能障害：脳の損傷や脳血管疾患、脳の変性疾患などによって、大脳の皮質がつかさどっている言語、思考、記憶、行為遂行といった高次元の認知機能が障害を受けた状態であり、認知症を含む器質性精神障害でもあることから、精神障害に含まれる。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、計画に盛り込まれる各種障害福祉サービスや支援協力体制などが、障害者や障害児に限らず地域社会全体に関わることから、計画策定への村民の参加や、村民に対する計画内容の周知が求められています。

このことから、策定にかかわる組織や意見を伺う機会については、障害のある人や関連団体などの他、幅広く村民からの意見を計画に反映させることができるよう体制を整えました。

(1) 榛東村障害者計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、村民や関係者の幅広い意見を集約できるよう、学識経験者、障害者福祉の事業に従事する者、障害者団体の代表者及び障害者福祉に関する関係機関の職員により構成される「榛東村障害者計画策定委員会」において、計画策定に対する意見聴取、協議及び検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障害者・障害児等の意見を計画に反映させるため、村内の障害者・障害児及び一般村民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調 査 名	調 査 対 象	調査対象者数	有効回答数
①障害者手帳所持者 アンケート	村内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス受給者・児童通所受給者証所持者 ※住所地特例により榛東村に住所を有していない人であっても、村が援護者としてサービス受給者証を交付している場合は調査対象としている。	750人	312人 (41.6%)
②住民アンケート	村内在住の750名を無作為抽出	750人	254人 (33.9%)

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたっては、パブリック・コメント制度に基づき、令和6年2月に広く村民の方から本計画に関する意見を伺いました。

第 2 章

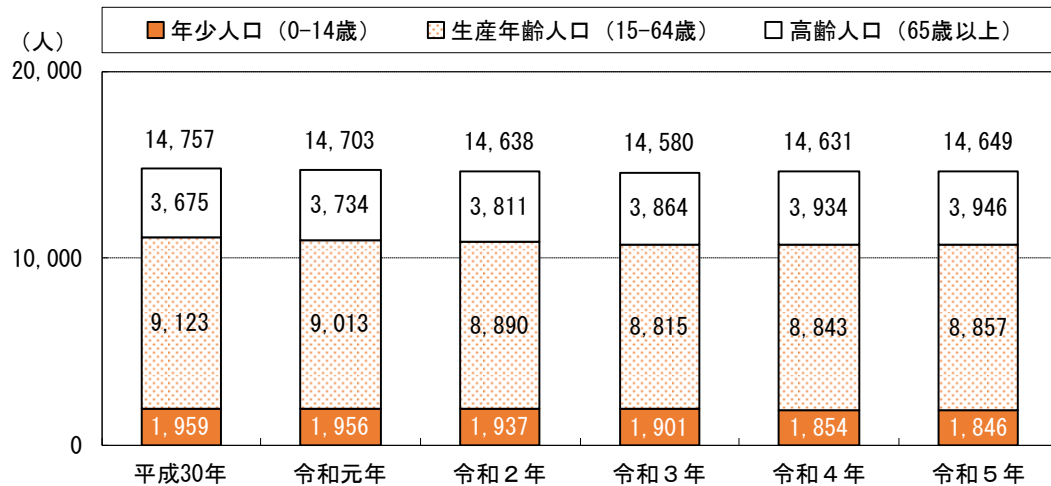
障害者・障害児を取り巻く 状況と課題

第2章 障害者・障害児を取り巻く状況と課題

1 人口と世帯の状況

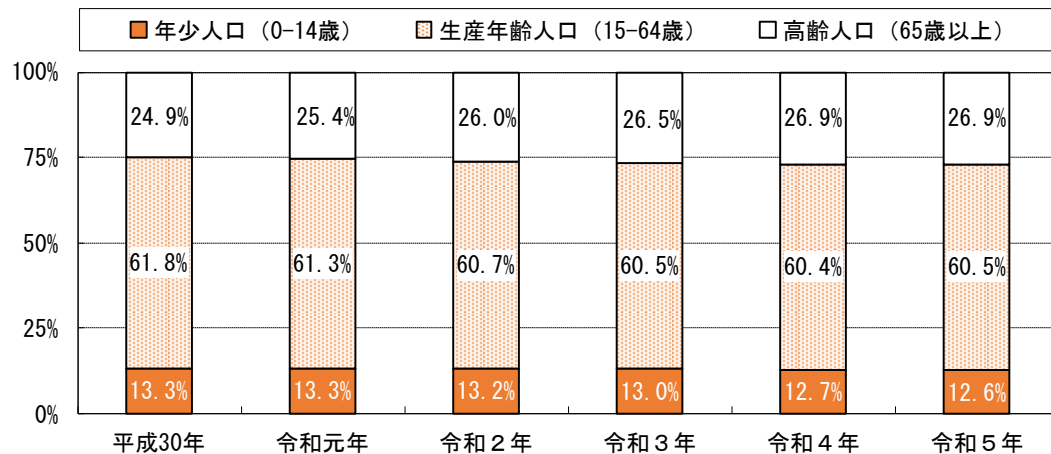
本町の人口は、緩やかに増加しており、令和5年10月1日時点14,649人となっています。また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、年少人口が減少傾向にある一方、高齢者人口の割合は増加傾向にあり、令和5年における高齢化率は26.9%となっています。

○人口の推移



(各年4月1日現在)

○年齢3区分割合の推移



(各年4月1日現在)

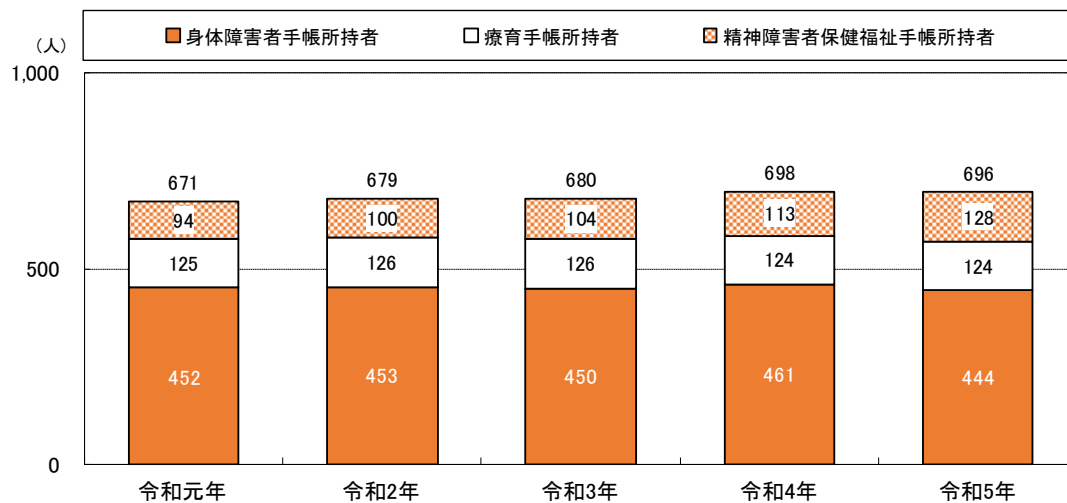
2 障害のある人の現状

(1) 障害者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、令和5年3月31現在、696人となっています。

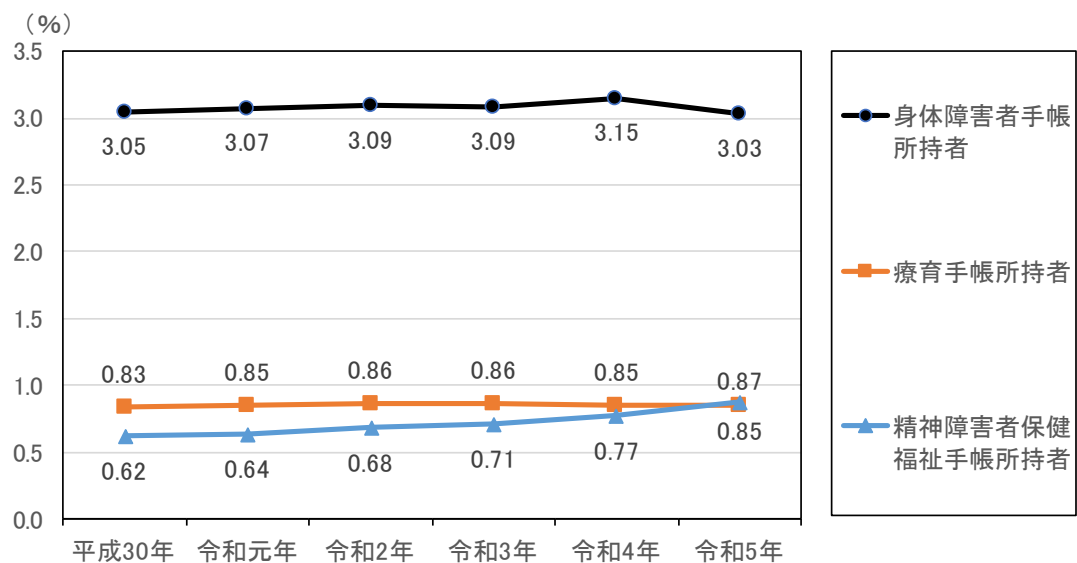
また、総人口に占める割合は、身体障害者手帳所持者が3.03%、療育手帳所持者数が0.85%で横ばいとなっている一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者数が0.87%と増加傾向にあります。

○障害者別手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

○障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移

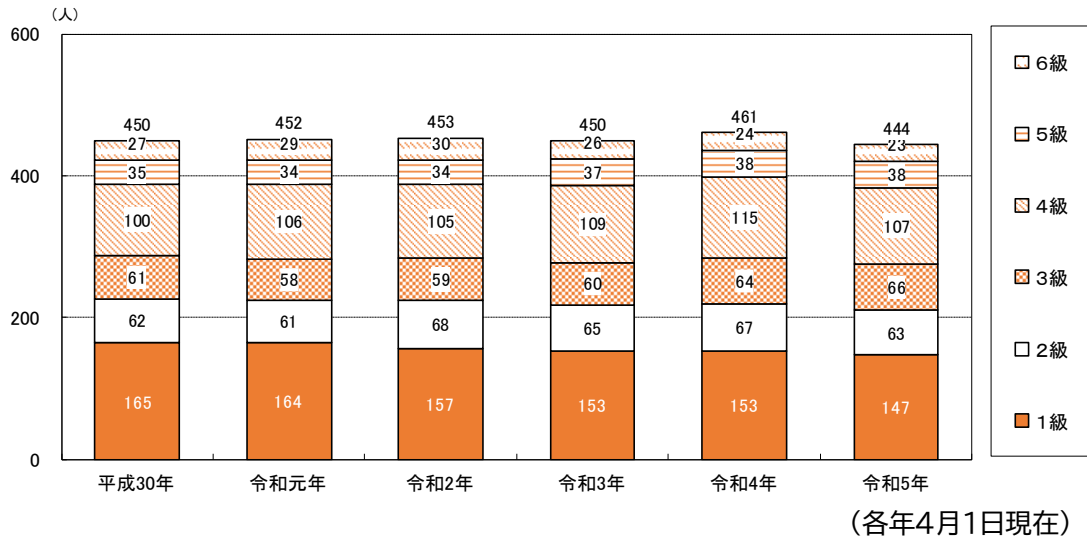


(各年4月1日現在)

(2)身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日時点で444人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が3割を超え、最も多くなっています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級別	1級	165	164	157	153	153	147
		36.7%	36.3%	34.7%	34.0%	33.2%	33.1%
	2級	62	61	68	65	67	63
		13.8%	13.5%	15.0%	14.4%	14.5%	14.2%
	3級	61	58	59	60	64	66
		13.6%	12.8%	13.0%	13.3%	13.9%	14.9%
	4級	100	106	105	109	115	107
		22.2%	23.5%	23.2%	24.2%	24.9%	24.1%
	5級	35	34	34	37	38	38
		7.8%	7.5%	7.5%	8.2%	8.2%	8.6%
	6級	27	29	30	26	24	23
		6.0%	6.4%	6.6%	5.8%	5.2%	5.2%
合計		450	452	453	450	461	444

(各年4月1日現在)

○身体障害者の障害部位別推移

(単位:人)

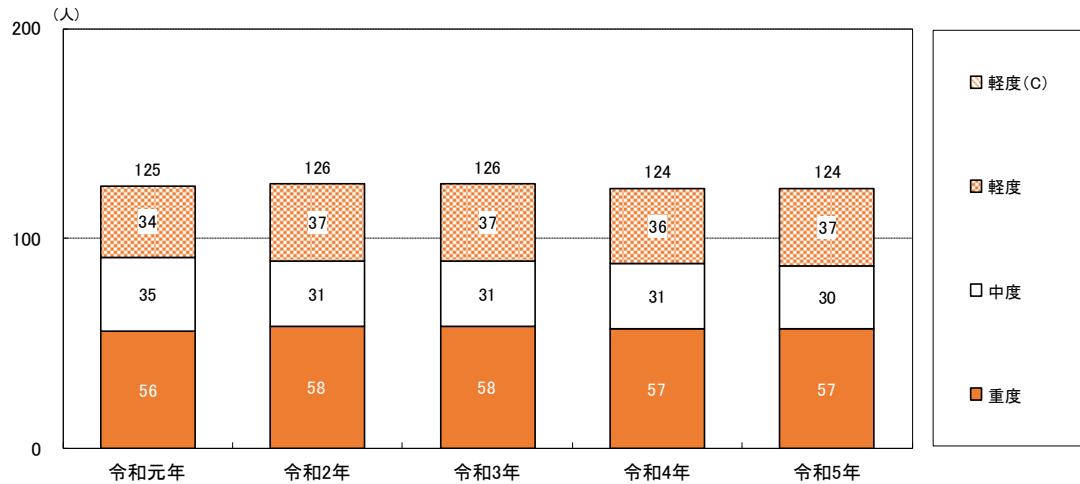
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害 種 別	視覚障害	15	18	22	20	22	19
		3.3%	4.0%	4.9%	4.4%	4.8%	4.3%
	聴覚・平衡機能 障害	30	35	40	37	40	40
		6.7%	7.7%	8.8%	8.2%	8.7%	9.0%
	音声・言語・そ しゃく機能障害	5	3	3	3	3	3
		1.1%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
	肢体不自由	235	237	232	237	235	227
		52.2%	52.3%	51.2%	52.7%	51.0%	51.1%
	内部障害	165	160	156	153	161	155
		36.7%	35.3%	34.4%	34.0%	34.9%	34.9%
	合計	450	453	453	450	461	444

(各年4月1日現在)

(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和5年4月1日時点で124人となっています。程度別でみると、重度が46.0%、中度が24.2%、軽度が29.8%となっています。いずれの程度においても人数は増加傾向を示しています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



(各年4月1日現在)

(単位:人)

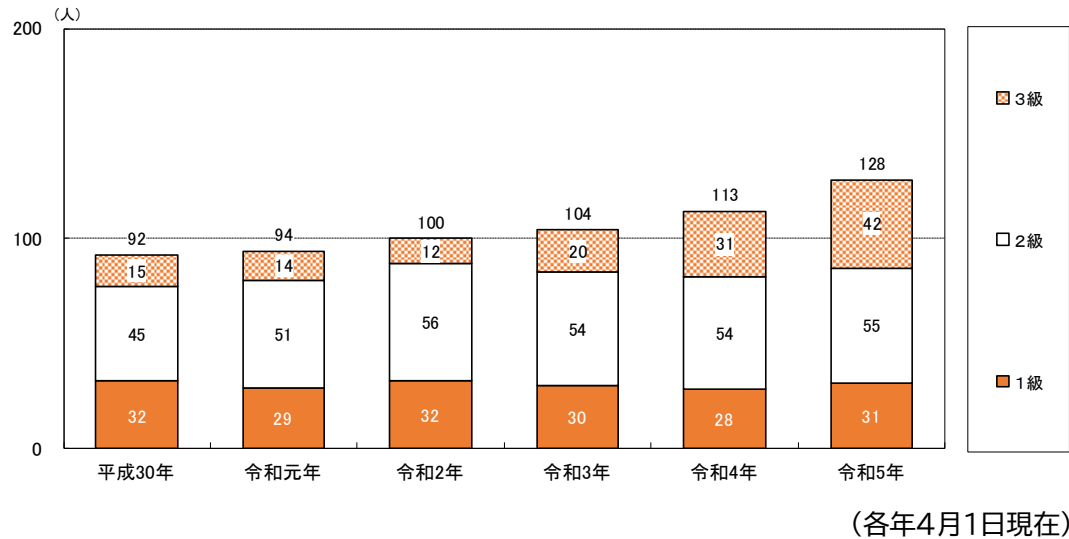
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程度	重度	54	56	58	58	57	57
		43.9%	44.8%	46.0%	46.0%	46.0%	46.0%
	中度	33	35	31	31	31	30
		26.8%	28.0%	24.6%	24.6%	25.0%	24.2%
	軽度	36	34	37	37	36	37
		29.3%	27.2%	29.4%	29.4%	29.0%	29.8%
合計		123	125	126	126	124	124

(各年4月1日現在)

(4)精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日時点で128人となっています。
また、自立支援医療受給者数も同様に増加しており、令和5年では221人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程 度	1級	32	29	32	30	28	31
		34.8%	30.9%	32.0%	28.8%	24.8%	24.2%
	2級	45	51	56	54	54	55
		48.9%	54.3%	56.0%	51.9%	47.8%	43.0%
	3級	15	14	12	20	31	42
		16.3%	14.9%	12.0%	19.2%	27.4%	32.8%
合計		92	94	100	104	113	128

(各年4月1日現在)

○自立支援医療受給者数の推移

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	3	4	2	2	2	3
精神通院医療	171	180	183	198	207	215
育成医療	3	2	2	4	2	3
計	177	186	187	204	211	221

(各年4月1日現在)

(5) 難病患者等の状況

長期の療養または多額の医療費を必要とする特定の疾病については、患者本人、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の公費負担を県が実施しています。

令和5年4月1日時点の指定難病特定医療費受給者数は69人、小児慢性特定疾病医療受給者数は13人となっています。

○指定難病特定医療費受給者数の推移

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患患者見舞金受給者証	71	64	62	67	61	69
小児慢性特定疾患見舞金受給者数	7	6	8	9	12	13
計	78	70	70	76	73	82

(各年4月1日現在)

(6) 障害支援区分の状況

障害支援区分は、障害福祉サービス利用の際に必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなっています。令和5年4月1日時点で認定を受けている方は、81人で、手帳所持者のうち約11%の人が障害福祉サービスの介護給付事業を利用しています。

○障害者支援区分の内訳

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	3	2	3	2	2	3
区分2	14	9	8	11	13	11
区分3	11	11	9	9	15	16
区分4	12	10	13	16	17	17
区分5	12	10	9	8	7	8
区分6	21	24	25	25	28	26
計	73	66	67	71	82	81

(各年4月1日現在)

※障害者支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

(7)就学前児童・就学時の状況

保育所における障害児の預かり状況、幼稚園における在園児数については以下のとおりです。
小学校と中学校に設置されている特別支援学級については小学校の児童数は増加傾向となっています。

○障害児保育の実施状況の推移

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	1	1	0	2	2	2
幼稚園	3	2	0	9	9	10
児童クラブ	2	2	1	0	0	0

(保育所と児童クラブは各年4月1日時点)

(幼稚園は各年5月1日時点)

○特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

(単位:クラス、人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校(学級数)	5	6	8	7	9	8
(児童数)	21	31	37	39	48	47
中学校(学級数)	2	2	2	3	3	4
(児童数)	7	4	11	15	17	24

(各年5月1日現在)

3 アンケートから見える現状

計画策定にあたり、障害のある人の日常生活の状況及び障害福祉サービス等の利用状況・利用意向等を把握するために、令和4年10月にアンケート調査を実施しました。

■調査対象者及び回収状況

調 査 名	調 査 対 象	調査 対象者数	有効 回答数
①障害者手帳所持者 アンケート	村内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス受給者・児童通所受給者証所持者 ※住所地特例により榛東村に住所を有していない人であっても、村が援護者としてサービス受給者証を交付している場合は調査対象としている。	750人	312人 (41.6%)
②住民アンケート	村内在住の750名を無作為抽出	750人	254人 (33.9%)

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

1 地域生活を支える支援の充実

障害のある人を対象に実施したアンケート結果では、榛東村が“生活しやすい”と回答した人は全体の60.3%を占めており、前回調査とほぼ同様の傾向がみられ、障害者福祉施策を含めた村の取り組みについては一定程度評価されていると考えられます。

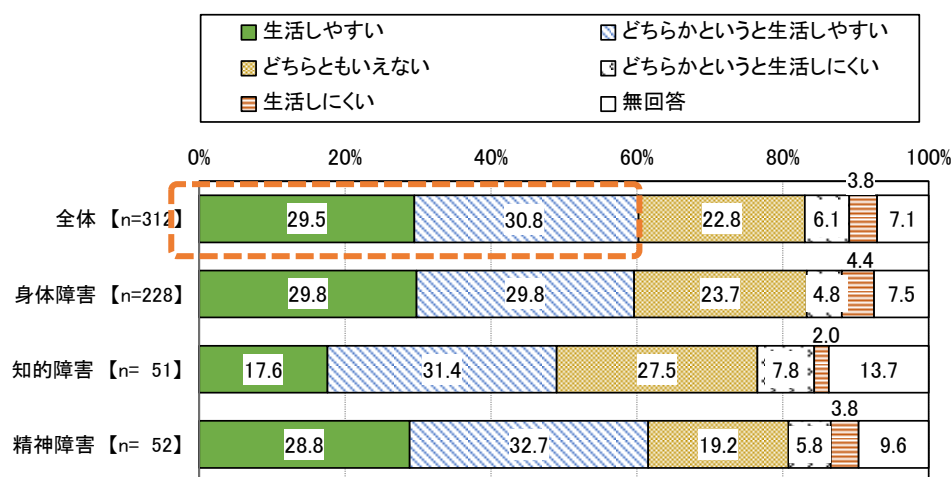
また、今後希望する暮らし方について、「家族と暮らしたい」が64.4%を占めるほか、「ひとり暮らしをしたい」も9.9%となっており、また、今後暮らしたい地域として「榛東村内」と回答した人は86.5%となっています。住み慣れた地域での暮らしを継続したい人が多いことがわかります。

また、主に介助(介護)している人は、全体では「配偶者(夫または妻)」が31.0%で最も多く、次いで、「父母・祖父母・きょうだい」が30.3%、「ホームヘルパーや施設の職員」が19.4%などとなっています。主な介助・介護者の年齢は、全体では60歳以上が48.2%と約半数を占めており、介助者・介護者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

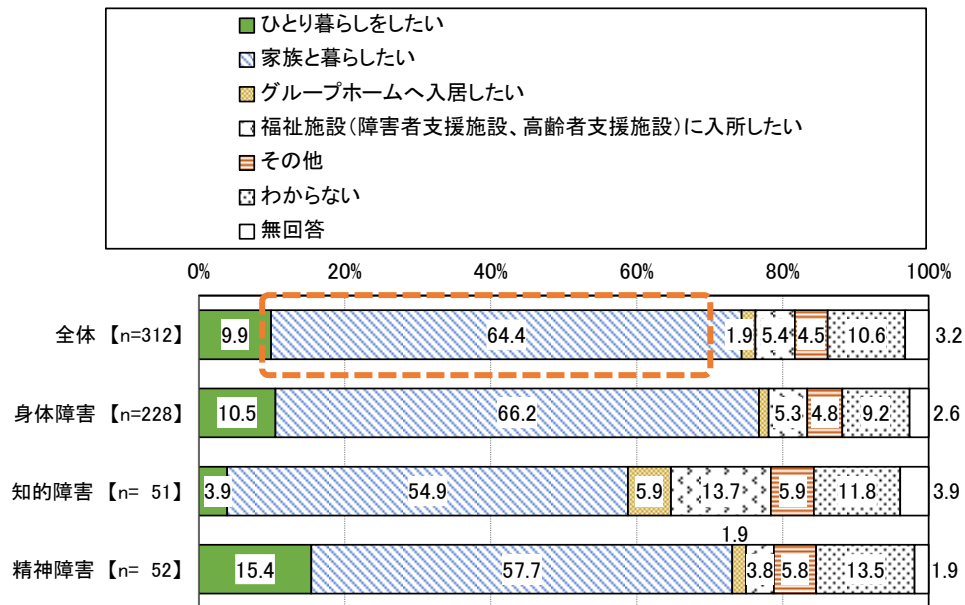
住み慣れた地域での生活に移行・継続していくためには、制度で定められた障害福祉サービスの充実のみでは不十分であり、障害のある人が日々の生活で抱える困りごとを解消するための生活支援に関するサービスの充実や障害のある人を支える家族等の介護者への支援も必要です。

今後も、榛東村が障害のある人にとって暮らし続けたい地域であり続けられるよう、障害のある人が日常生活や地域の生活での困りごと、悩み事を気軽に相談できる環境づくりに努めていく必要があります。また、一人ひとりの生活状況や心身の状況等に合わせたサービスの提供が求められています。

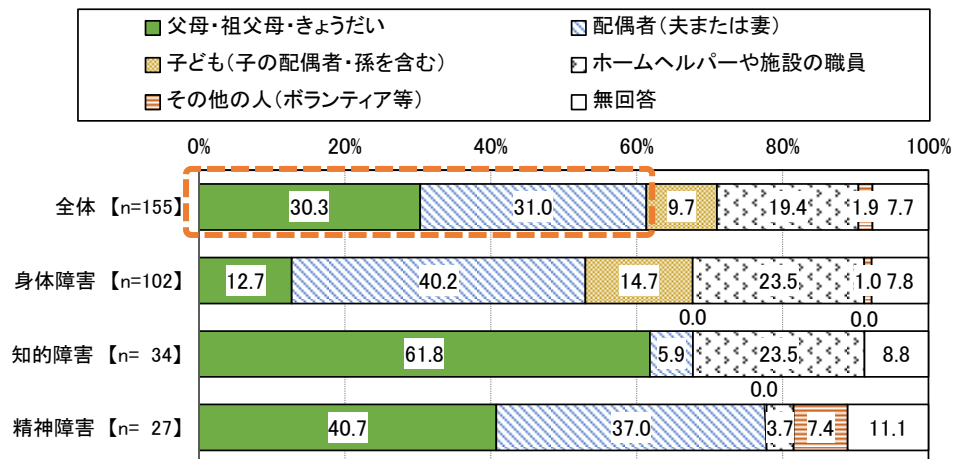
■榛東村は生活しやすいですか。(1つに○)



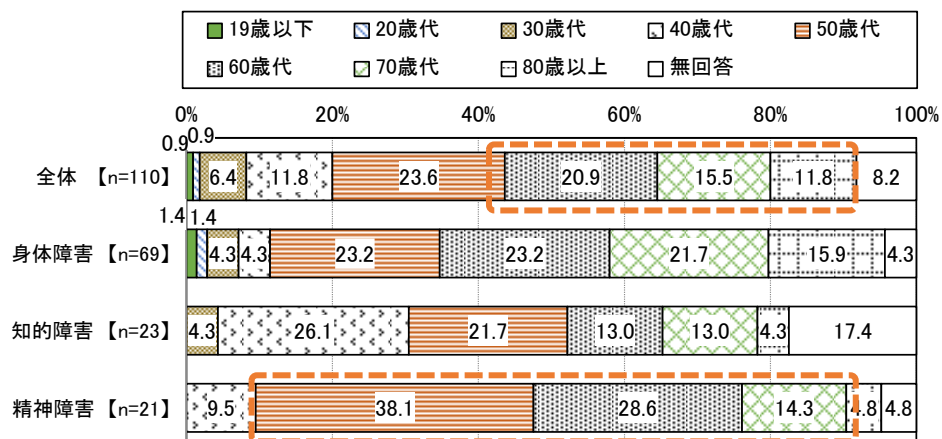
■あなたは今後(おおむね5年後)どのような暮らし方を望んでいますか。(1つに○)



■あなたを主に介助(介護)してくれる方はどなたですか。(1つに○)



■あなたを主に介助(介護)してくれる方の年齢。(1つに○)



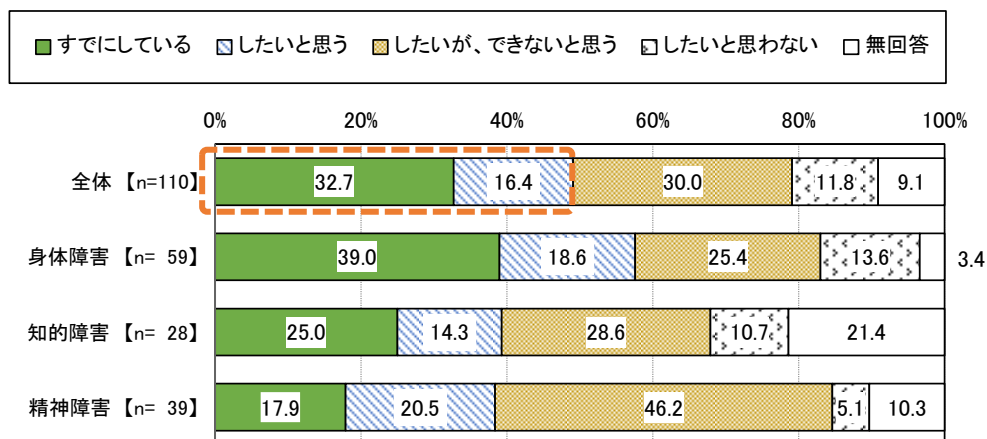
2 障害のある人の社会参画の推進

「障害者総合支援法」や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行などをはじめとして、障害のある人の就労や文化芸術活動、スポーツ活動等への積極的な参加の促進を図ることが強く求められるようになってきています。

障害のある人を対象に実施したアンケート結果でも、今後収入を得る仕事を「すでにしている」人は全体の32.7%と前回の11.8%を大幅に増加しています。また、「したいと思う」人も16.4%を占めています。一方で、「したいが、できないと思う」と回答した人も30.0%を占めており、就労意向があっても、何らかの理由によって就労ができないと考えていることがわかります。

障害者が働くために大切な環境整備として、身体障害者では「勤務場所におけるバリアフリー等設備の配慮」、精神障害者では「職場の障害のある人への理解」「通院時などの休暇保障」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」などが他の障害者と比べて高い割合になっています。

■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(1つに○)



■障害のある人が働くためには、どのようなことが大切だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

	職場の障害のある人への理解	通勤手段の確保	短時間勤務や勤務日数等の勤務条件の配慮	賃金が妥当であること	通院時などの休暇保障	勤務場所におけるバリアフリー等設備の配慮	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
身体障害【n=228】	31.6%	29.4%	22.8%	18.4%	19.3%	22.8%	10.5%
知的障害【n= 51】	45.1%	43.1%	27.5%	25.5%	11.8%	17.6%	17.6%
精神障害【n= 52】	59.6%	46.2%	36.5%	32.7%	36.5%	19.2%	28.8%

	在宅勤務の拡充	仕事についての職場外での相談や支援の場	企業の需要に合った就労訓練	その他	特にない	無回答
身体障害【n=228】	13.2%	11.4%	8.8%	4.8%	11.8%	36.0%
知的障害【n= 51】	15.7%	15.7%	11.8%	9.8%	7.8%	23.5%
精神障害【n= 52】	28.8%	28.8%	15.4%	5.8%	3.8%	13.5%

3 災害等に対する備えの充実

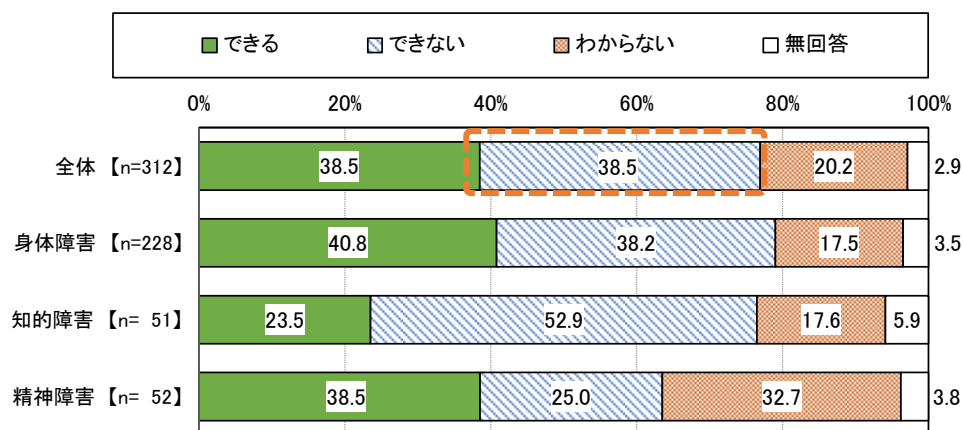
近年においては、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

アンケート結果をみると、災害時に一人で避難「できない」人が全体の38.5%を占めるのに対し、村の避難行動要支援者名簿に登録「している」人はわずか3.2%にとどまっていることから、災害時における避難において支援を必要とすることを理解していても、登録していない人が多いことがうかがえる結果となっています。

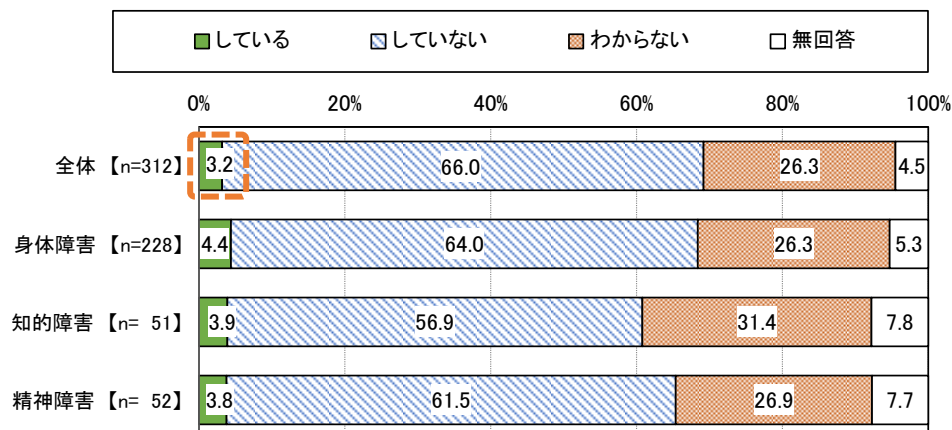
また、災害時に困ることとして、身体障害者では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多い回答であったのに対し、知的障害者では「周囲とコミュニケーションが取れない」、精神障害者では「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっているなど、その障害種別によって抱える不安は異なることがうかがえます。

村では、「住民支え合いマップづくり」を通じて地元住民やボランティアとともに避難の際に支援が必要な人の把握を行っています。今後も支援を必要とする人を早期に把握し、積極的に避難行動要支援者名簿への登録を促していくとともに、要支援者に対する支援体制の構築及び避難所設備の充実を引き続き図っていく必要があります。

■あなたは、地震や火事、台風などの災害時にひとりで避難できますか。(1つに○)



■あなたは、地震や火事、台風などの災害に備えて、村の避難行動要支援者名簿に登録していますか。(1つに○)



■地震や火事、台風などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	避難場所の設備（トイレなど）に不安	安全なところまで、迅速に避難することができない	投薬や治療が受けられない	周囲とコミュニケーションが取れない	救助を求めることができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	日常生活用具の使用が困難	補装具の使用が困難
身体障害【n=228】	32.5%	33.3%	27.2%	11.4%	13.2%	7.9%	11.4%	5.7%
知的障害【n= 51】	29.4%	29.4%	23.5%	35.3%	25.5%	13.7%	11.8%	3.9%
精神障害【n= 52】	28.8%	11.5%	42.3%	26.9%	15.4%	11.5%	9.6%	5.8%

	補装具や日常生活用具の入手が困難	人工呼吸器・吸引器などが使えなくなる	その他	特になし	無回答
身体障害【n=228】	4.8%	2.6%	4.8%	28.9%	6.1%
知的障害【n= 51】	7.8%	2.0%	3.9%	29.4%	7.8%
精神障害【n= 52】	1.9%	3.8%	3.8%	21.2%	9.6%

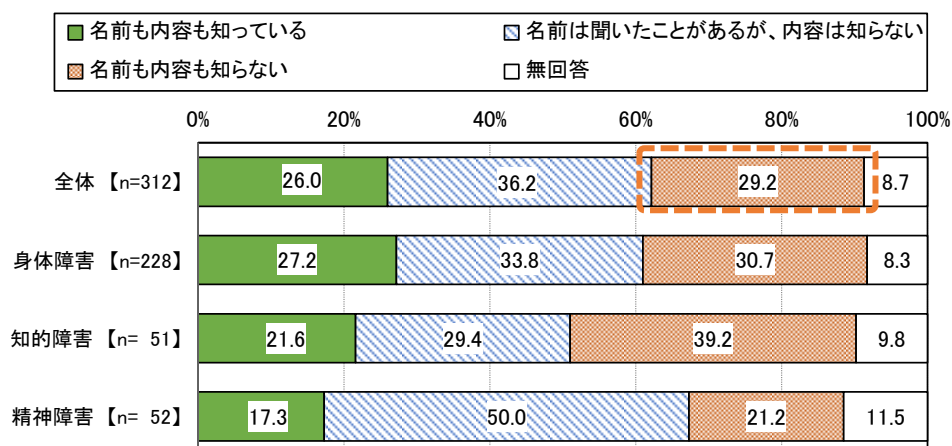
4 障害のある人の権利擁護

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、わずかではあるものの増加傾向が続いています。また、障害のある人とその保護者の高齢化も進んでおり、知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための取り組みがますます重要になっています。一方で、アンケート結果をみると、成年後見制度について「名前も内容も知らない」人は全体の29.2%を占めているなど、依然として制度の周知は途上にあることがうかがえる結果となっています。

国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、高齢者や障害のある人などの権利擁護のための成年後見制度の利用促進を図ることとしています。

障害のある人が安心して住み慣れた地域での生活が続けることができるよう、支援を必要とする人が成年後見制度をはじめとした権利擁護を利用できる環境を引き続き進めていく必要があります。

■あなたは、成年後見制度について知っていますか。(1つに○)



5 障害への正しい理解の促進

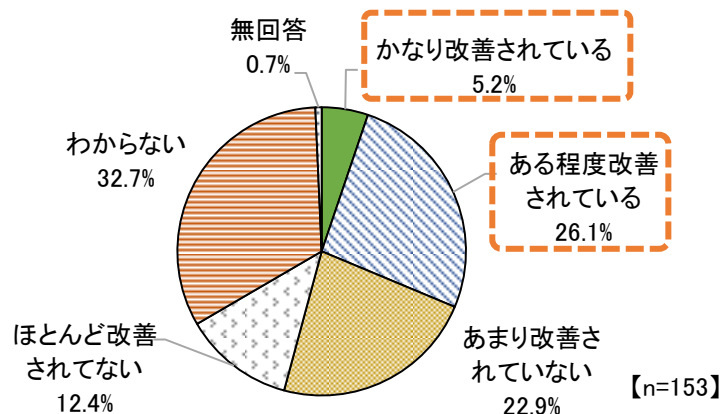
一般住民を対象としたアンケートでは、障害を理由とする差別や偏見が3年前と比べて“改善されている”と回答した人は全体の31.3%となっており、“改善されていない”(35.3%)を下回る結果となっています。

差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止などが規定された「障害者差別解消法」が平成 28 年4月から施行されていますが、アンケート結果では「合理的配慮の考え方については知らない」と回答した人は全体の62.6%を占めています。

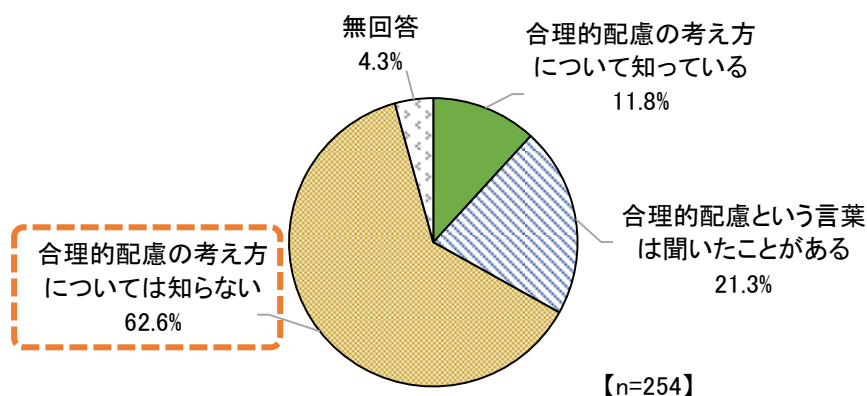
また、アンケート結果をみると、療育や教育機関で充実してほしいことは、全体では「先生の理解を深め、子どもの能力や障害の特性に適した指導をしてほしい」が63.6%で最も多く、次いで、「補助員や加配職員の配置、あるいは個別指導を充実してほしい」が54.5%、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が45.5%などとなっています。

依然として障害のある人や障害のある子に対する理解の拡大は途上にあることがうかがえることから、引き続き障害や障害のある人や障害のある子に対する理解を村民が深められるような取り組みが求められています。

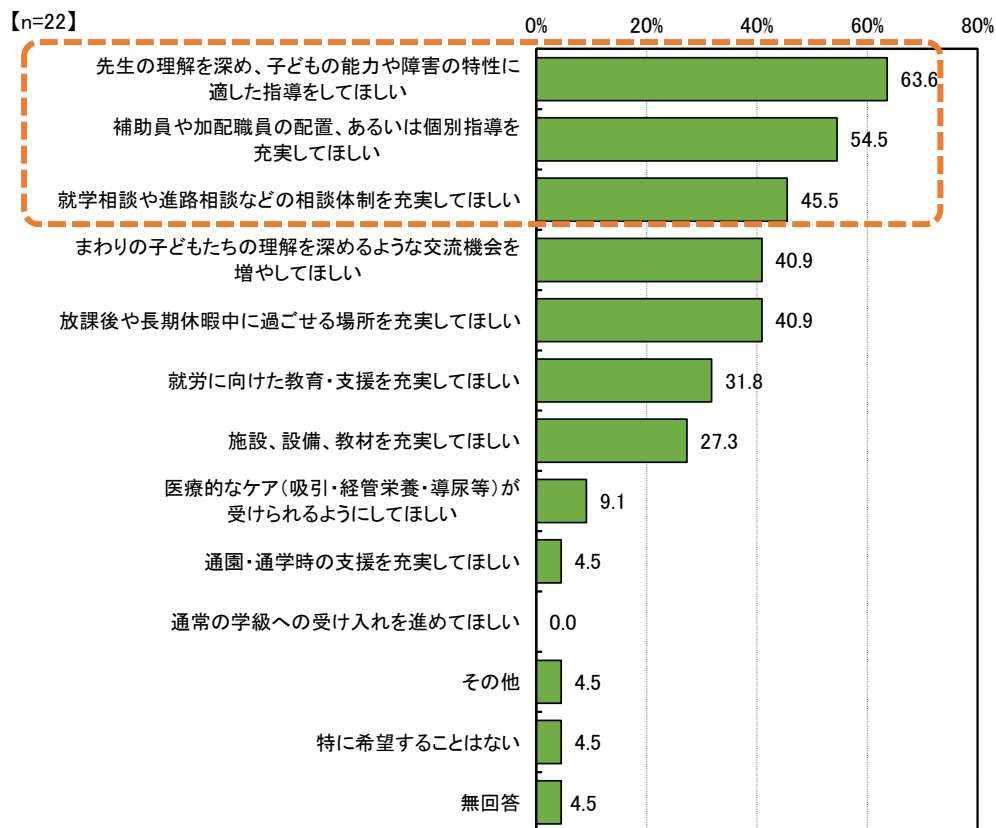
■あなたは、障害のある人の地域活動や就職などの社会参加について、周囲の理解が深まってきていると思いますか。(1つに○)



■あなたは、障害のある人の地域活動や就職などの社会参加について、周囲の理解が深まってきていると思いますか。(1つに○)



■保育園・幼稚園・認定こども園・学校や療育機関について、どのようなことを充実してほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村のこれまでの取り組みを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべての村民が住み慣れた地域でともにいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、「第3期榛東村障害者計画」に掲げた基本理念を継承するものであると同時に、第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる基本理念「一人ひとりが思いやり、共に支えあい、安心して暮らせるむらづくり」に向けて、障害者福祉分野からアプローチを図るものでもあります。

基本理念

心かよいあう思いやりのむらづくり

2 基本方針

(1) 共生する地域づくり

社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別や偏見をなくすとともに、障害者虐待の防止や障害者の権利侵害の防止、障害者の権利擁護のための取り組みを推進し、共生社会の実現をめざします。

また、障害のある人もない方も一緒に参加できる交流の機会を通じて、障害に対する理解を促進します。

(2) 地域での生活を支援する体制づくり

障害のある人が望む日常生活や社会生活を送るため、複雑化・複合化する相談に対応する体制を整えるとともに、生活の基礎となる住環境の整備や、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実、社会活動に参加する手段の確保を図ります。

また、これらの支援に欠かすことができない人材の確保・育成に取り組みます。

(3) 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり

障害のある人の能力や適性に応じた就労ができるよう、村民や企業などに向けて障害者雇用の理解を周知するとともに、就労機会を創出し、企業に向けて雇用の促進を図ります。

また、就労している障害のある人には、就労が定着できるよう、企業との職場環境の調整などを支援します。

(4) 健康で安心できる環境づくり

乳幼児期の疾病や生活習慣病による疾病などを早期発見、早期治療できるよう、健診受診率の向上などに努めるとともに、自主的な健康づくりを推進するなど、関係機関と連携した支援に取り組みます。

また、障害者には、定期的な医療を必要とする方もおり、特に難病の方は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められていることから、経済的負担を軽減するため、医療費の一部助成をおこなうとともに、医療機関と連携を図りながら障害の状況に応じた適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

(5)子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

障害のある幼児や児童・生徒、学生に対する適切な支援を行うため、多様で柔軟な連続性のある学びの場などの環境整備に努めるとともに、障害のない子どもと同じように地域の一員として豊かな生活を送ることができるよう、合理的配慮の提供を図りながら関係施策を総合的に推進します。

また、関係機関の連携により、医療的な支援が必要な子どもを含めた支援に取り組めます。

(6)すべての人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、日常生活において社会的障壁となるものの除去を進めるとともに、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援に取り組めます。

また、防犯防災の対策を進めるとともに、災害発生時には障害特性に配慮した適切な避難支援や福祉・介護サービスの継続などが行えるよう、減災対策に取り組めます。

3 施策の展開(体系図)

基本目標	施策の方向性
基本目標1 共生する地域づくり	(1)障害を理由とする差別の解消の推進
	(2)人権の尊重と権利擁護の促進
	(3)成年後見制度の利用促進
	(4)スポーツ・芸術文化活動の推進と社会参加支援
基本目標2 地域での生活を 支援する体制づくり	(1)総合的な生活支援体制の構築
	(2)総合的な地域生活支援の充実
基本目標3 個々の状況に応じた 働き方ができる環境 づくり	(1)障害のある人の就労支援
	(2)就労支援を促進する環境づくり
基本目標4 健康で安心できる 環境づくり	(1)健康づくり支援体制の充実
	(2)医療支援の充実
基本目標5 子どもの健やかな 成長を支援する 体制づくり	(1)発達・療育支援環境の充実
	(2)保育・教育環境の充実
	(3)切れ目のない支援の仕組みづくり
基本目標6 すべての人が 安心して暮らせる まちづくり	(1)障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実
	(2)バリアフリーのまちづくり
	(3)防犯対策の推進
	(4)防災対策の推進

第 4 章

障害者・障害児施策の推進

第4章 障害者・障害児施策の推進

基本目標1 共生する地域づくり

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、様々な合理的配慮の提供に向けた取り組みを進めます。

① 障害に対する理解促進

障害のある人もない人も、地域の中でともに学び、働き、暮らすためには、環境の整備だけではなく、心の壁をなくし「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要です。広報やホームページ、啓発パンフレットによる周知するなど、障害者への差別的取り扱いの禁止や社会的障壁除去のための合理的配慮などの理解を進めるとともに、必要に応じて援助できるような地域づくりを進めます。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
理解促進研修・啓発事業	地域で生活する障害者についての理解促進パンフレットを作成し、配布するもの。	健康保険課
渋川広域圏福祉パレードへの参画(渋川広域圏で実施)	知的障害者についての理解促進および福祉の向上と充実を目指し、開催するもの。	健康保険課
榛東村における障害を理由とする差別の解消の促進に関する職員対応要領	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、職員が適切に対応するために必要な要領を定める。	総務課

(2) 人権の尊重と権利擁護の促進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止と養護者に対する支援を行います。

① 障害者虐待防止センターとの連携強化

渋川広域障害者虐待防止センター、県等の行政機関、相談支援事業所、障害者福祉事業所など関係機関と連携を強化し、障害者虐待の速やかな発見、通報、対応を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
榛東村障害者虐待防止センター事業(渋川広域圏で設置)	障害者虐待の防止や早期発見・早期対応により、障害者の尊厳の保持、自立や社会参加の促進を図るため、委託設置しているもの。	健康保険課

(3) 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない知的障害や認知症などの方が、財産や権利を心配することなく安心して生活が送れるよう、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促進します。

① 成年後見制度の周知と体制整備

障害のある人に対する虐待等の防止に取り組み、虐待事案が発生した場合には適切な対応に努めます。近年は高齢者を標的とした特殊詐欺や、消費者トラブルの報告が増加傾向にあることから、判断能力が不十分な方の権利や財産を守る「成年後見制度」を広く周知し、利用促進を図ります。

また、利用が増えることを見据え、成年後見制度利用促進基本計画の体制整備について検討します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
消費生活センター運営事業	村民の消費者に対する啓発、消費生活センターの周知を目的とし、高度化する消費者問題に対応している渋川消費生活センターに相談窓口業務を委託している。	産業振興課
消費者行政活性化事業	村民の消費者に対する意識啓発や周知を目的としたノベルティの作成及び配布を行っている。	産業振興課

② 成年後見制度利用費用の助成

成年後見制度の利用が必要と認められるものの、身寄りがない場合や関与を拒否されている場合、経済的な理由で利用ができない場合など、様々な理由で費用の負担が困難な場合は、その費用の助成を行います。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり、申立ができる親族がない場合の村長申立や、費用負担が困難な場合に、申立に係る費用及び後見人等へ報酬の助成を行うもの。	健康保険課

(4) スポーツ・芸術文化活動の推進と社会参加支援

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境の整備は、障害の有無に関わらず重要です。

障害のある人が自分で学習内容や取り組みを主体的に選択し、より豊かな人生を送ることができるような環境の整備を進めます。

スポーツやレクリエーション活動は、健康づくりと交流を通じて社会参加を促進する重要な役割を果たしていることから、障害のある人が自分にあったスポーツやレクリエーション活動に参加し、仲間と豊かな時間を共有できる機会を提供します。

① 地域交流の促進

各種イベント情報の提供に努め、様々な社会参加の機会を通じて、障害者と地域住民との交流を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
生涯学習講座への参加促進	中央公民館及び南部コミュニティセンターにおいて開催する生涯学習講座について、村内へのチラシの回覧や榛東村ホームページに掲載することで、参加促進を図るもの。	教育委員会事務局
耳飾り館で行う各種講座への参加促進	講座等への参加をととして地域の歴史や文化財を学ぶ仲間作りを促す。館の事業への協力による地域参画の機会の増加を図るもの。	教育委員会事務局
各種教室への参加促進	教育集会所において各種教室を実施し、学習成果合同発表会を開催することで、活動の様子を周知し、参加促進を図るもの。	教育委員会事務局

② 文化芸術活動発表の機会創出

学習や文化芸術活動の成果を披露する機会を創出します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
芸術文化活動発表会等参加奨励金の交付	芸術文化の振興及び人材育成を図るため、公募で集まった作品の発表会、展覧会又は競技会において優秀な成績を収めた者に対し芸術文化活動発表会等参加奨励金を交付するものとしているもの。	教育委員会事務局

基本目標2 地域での生活を支援する体制づくり

(1) 総合的な生活支援体制の構築

障害者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などが連携し、ライフステージに応じた相談支援や相談しやすい体制の整備を図ります。また、従来の分野別の支援体制では対応が難しい複合的な課題や各種制度の狭間のニーズなどに対応するため、包括的な支援体制を構築します。

① 相談支援の充実

障害のある人やその保護者などからの相談など、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うとともに、増加し複雑化する障害のある人からの相談に対応するため、総合的な相談支援の拠点となる基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の充実を図ります。

また、障害のある人やその保護者に、これらの必要な情報をわかりやすく様々な媒体で提供します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
基幹相談支援センター等機能強化事業(渋川広域圏で設置)	社会福祉士、精神保健福祉士等の実務経験者を配置し、相談支援機能の強化を図るもの。	健康保険課
専門職による個別相談の実施	未就園児に対する発達等の相談を専門職が行うもの。	健康保険課(保健相談センター)
こころの健康相談	日常生活における心理的不安や悩みを解消するため、年3回精神科医師による精神相談を行うもの。	健康保険課(健康保険課(保健相談センター))

② 自立支援協議会の充実

自立支援協議会とその部会を通じて、保健、医療、福祉、教育、就労など多分野にわたる機関と連携し、総合的な支援体制の充実を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
渋川地域自立支援協議会(渋川広域圏で実施)	渋川地域の関係者が集まり、個別事例を通じて明らかになった地域課題を共有し、協同することで、地域の支援体制向上を目指すもの。	健康保険課

(2)総合的な地域生活支援の充実

地域で生活する障害のある人を総合的に支援するため、障害福祉サービスの給付に限らず、生活課題の解決に資する事業を実施します。

また、安心して暮らせる地域社会づくりのため、村内における業務中に住民等に何らかの異変・異常があった場合、情報を提供してもらえよう、地域の郵便局と協力協定を結んでいます。

① 障害福祉サービスの充実と適切なサービス提供

障害のある人の自立を推進するため、障害福祉計画に基づいて障害の程度や家庭の状況など、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。渋川地域自立支援協議会と連携しながら障害福祉サービスを提供する体制の確保に努めるとともに、提供されているサービスが適正かどうか、サービスを提供する事業者への指導・監査を実施します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
障害児自立支援給付事業	障害児が有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを給付するもの。	健康保険課
障害児通所支援事業	心身の障害又は発達の遅れがある児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、療育的支援を提供するサービスを給付するもの。	健康保険課
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な障害者の自宅に訪問し、入浴援助を行うもの。	健康保険課
日中一時支援事業	障害者等を一時的に預かり、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常生活の訓練等を行うもの。	健康保険課
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談事業者への指定	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の申請に基づき、審査及び指定を行うもの。	健康保険課
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談事業者への指導及び監査の実施	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への指導及び監査を行うもの。	健康保険課
渋川地域自立支援審査会（渋川広域圏で実施）	介護給付費等に支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行う審査会を設置するもの。	健康保険課
ユニバーサルシートの活用	村のイベントに障害者児等のおむつ替えや医療的ケア等に使用することのできるベッドを設置するもの。	企画財政課

② 移動手段の整備・充実

障害のある人にとって、移動手段の確保は大きな課題のひとつです。障害のある人を対象としたアンケート調査でも、「交通の利便性の確保」が第1位となっており、日常生活における移動手段の確保が課題となっています。障害福祉サービスにより提供している移動支援の確保・拡大に努めます。

また、タクシー利用料金や自動車燃料費の費用を一部助成し、移動手段の経済的負担の軽減を図り、社会参加や外出機会を支援します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
障害児自立支援給付事業 【再掲】	障害児が有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを給付するもの。	健康保険課
移動支援事業	戸外での移動に困難がある障害者等に、外出のための支援を行うもの。	健康保険課
腎臓機能障害者通院費補助事業	人工透析等を受けるための通院に要した交通費を一部負担するもの。	健康保険課
介護用車両購入費補助事業	障害者等の介護を行う世帯員が、介護用車両を購入する場合に要した費用を一部負担するもの。	健康保険課
身体障害者自動車改造費補助事業	肢体不自由及び視覚に障害を有する者が、所有し運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいように改造する場合に要した費用を一部負担するもの。	健康保険課
福祉タクシー利用助成事業	在宅の高齢者及び心身障害者、ハイリスク妊婦等が社会生活を営むうえで外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用した場合、その料金の一部を補助するもの。	住民生活課

③ 福祉機器等の利用促進

日常生活の利便を図るため、その障害に応じた補装具および日常生活用具を給付し、支援を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
日常生活用具給付等事業	障害者や難病患者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行うもの。	健康保険課
補装具給付・修理事業	障害者等の日常生活を容易にするため、補装具の給付を行うもの。	健康保険課
難聴児補聴器購入支援事業	難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の、補聴器購入費用を一部負担するもの。	健康保険課

④ 住環境の整備

障害のある人が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、住まいの整備を促進します。住宅の改造に必要な費用の助成を継続して実施するとともに、様々な機会を通じて制度の周知と情報提供を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
重度障害者(児)住宅改造費補助事業	下肢、体幹又は視覚に重度障害を有する者等が、住宅を障害者に適するように改造する場合に要した費用を一部負担するもの。	健康保険課

⑤ 地域での見守りの推進

地域で生活する障害のある人が安心して生活できる地域づくりのため、地域内における見守りを推進します。また、村内における業務中に住民等に何らかの異変・異常があった場合、情報を提供してもらえよう、地域の郵便局と協力協定を結んでいます。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
榛東村あんしん・ふれあい・ごみ個別収集事業	障害等により家庭ごみの搬出に支援が必要な方の負担を軽減するとともに、収集時に声かけを行い、見守りを推進するもの。	住民生活課
郵便局との地域における協力に関する協定	郵便物の配達や集金等を担当する社員が、業務中に個人宅を訪問した際に異変を感じ、生命の危険が予見される場合、榛東村へ通報するもの。	総務課
生活協同組合コープぐんまとの地域見守り活動への協力に関する協定	商品を配達する際、不審なことに気づいた時に通報するもの。	総務課

⑥ 情報提供の充実

障害福祉サービスを必要とする人が、各種行政情報や保健・医療・福祉制度やサービスに関する情報など必要な情報にアクセスできるよう、わかりやすい広報活動を進めていく必要があります。広報紙やホームページ等を通じて制度やサービスの周知を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
広報しんとうの発行	広報紙を通じて制度やサービスの周知を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図る。	総務課
榛東村ホームページによる制度、サービスの周知	障害者等に関する制度、サービスの利用促進のため、榛東村ホームページでわかりやすく周知するもの。	健康保険課

基本目標3 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり

(1) 障害のある人の就労支援

福祉的就労の場は、日中活動の場や社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として重要であり、就労を希望する障害のある人の要望も多いことから、広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ理解を深めるとともに、多様な働き方の環境づくりを支援します。

① 群馬県障害者職業センターとの連携

障害のある人に対する職業能力・適性等の評価、障害の種類・程度に応じた職業相談、職業準備支援などを行う障害者職業センターと連携し、支援を行います。

② 就労機会の拡大

就労意欲のある障害のある人に、その適正や能力に応じて希望する就労ができるよう、就労機会を提供し、支援を行います。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
障害児自立支援給付事業 【再掲】	障害児が有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを給付するもの。	健康保険課
地域活動支援センター事業(ささえの家)	障害者の居場所づくりや生きがいづくり、地域社会との交流の促進を目的に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの。	健康保険課
他市町村地域活動支援センター利用負担事業	他市町村の地域活動支援センターを利用した場合に、費用を一部負担するもの。	健康保険課

(2) 就労支援を促進する環境づくり

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で大きな位置を占めるものと考えことから、障害のある人の能力や適性に応じた就労の機会を創出し、障害者雇用を促進します。

また、一般就労した障害のある人が、長く安定して働き続けられるよう、職場訪問などにより、障害のある人や企業、関係機関などとの連絡調整、または、問題解決に向けて必要な調整などを行います。

① 就労施設の販路拡大

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設から物品などの調達を優先的に実施するとともに、販路拡大の際にはその支援を行います。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
障害者就労施設等からの物品等の優先調達	障害者就労施設等から優先的に物品等を調達することにより、障害者就労施設等に就労する障害者の自立促進を図るもの。	健康保険課

② 就労施設の場の提供

村保有施設を貸与し、企業や法人等に就労施設の場を提供することで就労支援の拡大を図っています。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
貸与による旧農畜産物直売所(村所有施設)の就労支援施設としての利用	旧農畜産物直売所(村所有施設)を契約により貸与し、障害者就労支援施設としての利用している。	産業振興課

基本目標4 健康で安心できる環境づくり

(1)健康づくり支援体制の充実

糖尿病などの生活習慣病の発生や重症化の予防に努めるとともに、より多くの村民が健康相談をはじめ、各種健康診査やがん検診を受診することができるよう取り組みます。

① 健診等の充実

特定健診をはじめとする各種健診受診率の向上と、特定保健指導や重症化予防保健指導の取り組みを継続し、健康格差の縮小と健康寿命の延伸をめざします。また、健康増進法に基づく、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診などを実施するとともに、広報などを活用し受診率の向上に努めます。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
結核・肺がん検診障害福祉事業	結核・肺がん検診における胸部レントゲン撮影の際、車椅子利用者が受診できるようリフト付検診車を配置するもの。	健康保険課（保健相談センター）
各種健診・保健指導	住民の健康の保持増進を目的に、各種健（検）診を実施。健診結果を元に指導を行うもの。	健康保険課（保健相談センター）

② 健康相談の実施

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う健康相談の充実を図るとともに、研修などにより学習を重ね、適切な指導や情報の提供に努めます。また、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、子育てを切れ目なくサポートします。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
健康相談	心身の状態について不安や悩み、疑問がある者に対し、随時相談を受け適切な指導、助言を行うもの。	健康保険課（保健相談センター）

③ 健康づくりの推進

自主的な健康づくりを推進するとともに、母子保健事業や健診結果説明会などを通じて、運動による健康づくりを啓発します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
健康教育	自分自身の健康を管理、向上していけるよう、健康への意識や知識を高め、予防的な生活習慣や行動の変容につながる教室を実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
保健衛生普及事業	住民の健康保持、増進、生活の安全の確保を図るため、健康づくりに関する事業を行うもの。	健康保険課

④ 関係機関等との連携強化

障害の状態に応じた支援を行うため、保健、福祉などの関係機関・団体との連携を強化し、支援の充実に努めます。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
渋川地域自立支援協議会 【再掲】	渋川地域の関係者が集まり、個別事例を通じて明らかになった地域課題を共有し、協同することで、地域の支援体制向上を目指すもの。	健康保険課
特別支援・療育連携協議会 (群馬県)への参加	障害児に関わる教育、福祉、医療、労働等の部局の連携を円滑に協議会に参加し、地域課題の把握や情報収集に努めるもの。	教育委員会事務局 健康保険課

(2)医療支援の充実

障害のある人が地域で支援を受けながら生活を送るためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療などが行えるよう地域の医療機関相互の連携強化を図るとともに、専門性の高い医療サービスなどが受けられるよう、量的・質的な充実を図ります。

① 医療費等経済的負担の軽減

重度心身障害者医療費給付事業により、県内医療機関で受診した際の窓口払い（自己負担分）を廃止し負担を軽減するとともに、広報やホームページなどの様々な媒体により制度の周知に努めます。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
福祉医療制度に基づく医療費自己負担額の軽減	対象の障害者が、医療機関等を受診した際に医療費の自己負担額を一部負担するもの。	健康保険課
腎臓機能障害者通院費補助事業	人工透析等を受けるための通院に要した交通費を一部負担するもの。	健康保険課
人工肛門（膀胱）増設者見舞金事業	人工肛門及び人工膀胱を増設した者に、見舞金を支給するもの。	健康保険課
特定疾患患者見舞金事業	「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「小児慢性特定医療受給者証」の交付を受けている者に、見舞金を支給するもの。	健康保険課
特別障害者手当等給付事業	著しい重度障害により、日常生活で常時特別な介護を必要とする者に手当を支給するもの。	健康保険課
心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害状態に該当すると認められた場合に、一定額の年金を支払うもの。	健康保険課

② 自立支援医療等の推進

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)や難病医療費支援制度について周知するとともに、自立支援医療制度の普及と推進を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
広報しんとうの発行	広報紙を通じて制度やサービスの周知を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図る。	総務課
榛東村ホームページによる制度、サービスの周知	障害者等に関する制度、サービスの利用促進のため、榛東村ホームページでわかりやすく周知するもの。	健康保険課

③ 訪問看護等の促進

障害のある人の在宅での療養生活を支援するため、訪問看護や訪問リハビリテーションを促進します。

④ 医療機関との連携強化

医療機関との連携を強化し、障害の状況にあった医療サービスが受けられるよう適切な支援に努めます。

⑤ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケアが必要な子どもやその家族が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めるとともに、地域生活の向上を図れるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関による支援体制を整えます。

基本目標5 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

(1) 発達・療育支援環境の充実

発育や発達に障害や遅れの心配があり、支援が必要な障害のある子どもに対する支援を充実させるため、疾病や障害に早い段階で気づけるよう、また、その後に早く療育につなげられるよう取り組みます。

① 疾病や障害の早期発見

母子保健法に基づき、妊婦や乳幼児の健康診査、相談事業、訪問指導などを実施し、育児不安の解消や疾病、障害などの早期発見に努めます。また、健診未受診者への受診勧奨により、育児不安、児童虐待の早期発見など保護者支援に努めます

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
乳児健診	乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
1歳6か月児健診	幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
2歳児健診	幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
2歳6か月健診	幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に歯科健診を実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
3歳児健診	幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
5歳児健診	幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施するもの。	健康保険課（保健相談センター）
訪問指導	母子の健康管理及び育児支援のため専門職が訪問し指導、助言を行うもの。	健康保険課（保健相談センター）
育児相談	育児に関する相談を専門職が行うもの。	健康保険課（保健相談センター）

② 発達障害児の保護者への支援

発達に心配がある子どもや発達障害のある子どもの保護者に対してペアレント・トレーニングを実施し、家庭での関わり方を学ぶことで良好な親子関係の形成を支援します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
親子教室「つくしんぼクラブ」	小集団での活動により幼児の発達を促し専門職による相談を行う事で保護者の不安軽減を図るもの。	健康保険課 (保健相談センター)
訪問指導 【再掲】	母子の健康管理及び育児支援のため専門職が訪問し指導、助言を行うもの。	健康保険課 (保健相談センター)
育児相談 【再掲】	育児に関する相談を専門職が行うもの。	健康保険課 (保健相談センター)

③ 教育費等経済的負担の軽減

障害がある子どもの保護者の経済的負担を軽減するとともに、広報やホームページなどの様々な媒体により制度の周知に努めます。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
障害児保育事業	障害児を保育する民間保育所に対し、児童一人あたり月額37,700円を補助。	住民生活課
特別支援学校就学援助費の支給	特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育の機会均等及び特別支援教育の普及奨励を図るもの。	教育委員会事務局
要保護就学援助費の支給	要保護児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、修学旅行費のみを支給するもの。	教育委員会事務局
難聴児補聴器購入支援事業 【再掲】	難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の、補聴器購入費用を一部負担するもの。	健康保険課

(2) 保育・教育環境の充実

障害のある子どもに対しては、可能な限り早い段階で適切な支援を行うことにより、障害の程度の軽減を期待することができます。障害のある子どもの保育についても、障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育っていくことができるよう、保育園等への受け入れを進めていきます。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「多様な学びの場」を確保するなど、障害のある子どもとない子どもの豊かな人格形成をめざした保育・教育環境の充実を図ります。

① 施設職員への支援

発達障害の知識を有する専門職員が保育所などへ巡回支援を行う保育所等巡回支援事業の実施や、発達支援研修会を開催することにより、保育士や幼稚園教諭などに対して障害の特性や子どもとの関わりなどを支援します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業	看護師配置のない通所施設等に通所し、医療的ケアを必要とする児童に対して、医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担軽減を図るもの。	健康保険課
マザー & チャイルド及びコンサルテーション事業	群馬県主催事業。親子の遊びを中心とした集団指導や保育所等の職員に対して療育に関する技術の指導を行うもの。	健康保険課 (保健相談センター)
幼稚園・小学校への看護師配置	特定医療的行為(医療的ケア)が必要な児童の健康維持及び安全な環境の整備により、自立かつ社会参加する基盤の形成に資するもの。	教育委員会事務局
幼稚園への養護教諭配置	園児が健康な生活を営むため、学校教育法及び幼稚園設置基準により配置するもの。	教育委員会事務局
特別支援教育支援員配置	特別支援学級に在籍する様々な障害のある児童生徒に対し、きめ細かな支援を図るため、各小中学校の特別支援学級に配置するもの。	教育委員会事務局

② 就学相談の充実

医療的ケアが必要な子どもなど、就学に不安がある保護者には個別に就学相談を行い、個々の児童に応じた就学支援を行うとともに、就学後は、特別支援学級や通級指導教室で指導を行う児童・生徒の特別な教育課程を編成し、個々の教育ニーズに応じた支援・指導を行います。また、教職員研修などを通じて、特別支援教育の充実を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
特別支援学校等が実施する移行支援連絡会議等への参加	特別支援学校に通う障害児が、卒業後にスムーズに障害福祉サービス等を利用できるよう、支援者会議に参加し連絡調整を行うもの。	健康保険課

③ 交流学习の充実

各学校において、個々の教育的ニーズに応じた交流教育の充実に努めます。また、特別支援学校などと連携し、児童・生徒に差別や偏見といった心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育むとともに、障害のある児童・生徒に「社会で自立できる自信と力」を育む「支援籍学習」を推進します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
育児教室	育児不安の軽減や母親同士の交流促進のために専門職による相談や集団教室を実施するもの。	健康保険課 (保健相談センター)
子育て支援センター	親子の交流促進や子育て相談の援助。	住民生活課
言語通級指導教室	村内小学校及び幼稚園並びに村内に所在するこども園・保育園に在籍する児童及び幼児のうち、言語障害を有する児童及び幼児に対し、個別にきめ細かな指導を行うもの。	教育委員会事務局

(3)切れ目のない支援の仕組みづくり

障害のある子どもが早期から療育や教育相談などの支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、継続的な障害児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

① 子どもの発達支援の充実

渋川保健福祉事務所と連携し、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を通じて、発育や発達に支援の必要がある児童とその保護者を支援します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
障害児通所支援事業 【再掲】	心身の障害又は発達の遅れがある児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、療育的支援を提供するサービスを給付するもの。	健康保険課

② 療育ネットワークの充実

村、保育所、児童相談所、保健所、学校などの関係機関が連携し、医療的な支援が必要な障害児も含めた切れ目のない療育支援を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
要保護児童対策協議会	要保護児童に関する情報の交換や支援を行うための協議会を行うもの。	住民生活課
特別支援・療育連携協議会 (群馬県)への参加 【再掲】	障害児に関わる教育、福祉、医療、労働等の部局の連携を円滑に協議会に参加し、地域課題の把握や情報収集に努めるもの。	教育委員会事務局 健康保険課

基本目標6 すべての人が安心して暮らせるまちづくり

(1) 障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実

障害のある人が社会とのつながりを持ち続けるためには、普段からのコミュニケーションが大切です。視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会生活を送る上で大切な役割を果たす各種コミュニケーション支援事業について、適正な給付及び実施を進めていきます。

① 情報コミュニケーションの支援

情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、ヘルプカード、コミュニケーション支援ボード、ICTなどを活用したコミュニケーション支援の充実を図ります。また、聴覚障害、音声または言語機能に障害のある人のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等が意思疎通を円滑に行うことにより、社会参加を促進することを目的とする手話通訳者設置を委託するもの。	健康保険課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等が意思疎通を円滑に行うことにより、社会参加を促進することを目的とする手話通訳者・要約筆記者派遣実施を委託するもの。	健康保険課
補装具給付・修理事業 【再掲】	障害者等の日常生活を容易にするため、補装具の給付を行うもの。	健康保険課

(2) バリアフリーのまちづくり

公共施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインなどを推進し、障害者に限らず誰にでも優しい快適な生活環境を整えるとともに、障害のある人が地域の中で安心して日常生活が送れるよう、コミュニケーションのバリアフリーに取り組みます。

① 歩道の整備

障害のある人や高齢者が安心して利用できる歩行空間を確保するため、歩道の整備や既設歩道の段差解消を推進します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
歩道の整備事業	歩行者の安全確保を図るため、新設道路や通学路の歩道を整備するもの。	建設課

② 公共施設等のバリアフリー化の推進

公共施設など多くの方が利用する施設は、段差の解消、エレベーターや多目的トイレ、思いやり駐車場の設置などのバリアフリーを進めるとともに、インクルーシブな公園づくりなど、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
コミュニティ供用施設改修事業	村内の各コミュニティ施設のバリアフリー化を実施するもの。	総務課

(3)防犯対策の推進

日常における非常事態から障害のある人を守るため、防犯と防災に対する意識の高揚などに努めるとともに、地域住民や関係機関と連携し障害のある人の地域での生活を支援します。

① 地域の防犯活動の推進

自治会などが行う自主防犯活動を支援し、地域住民による声掛け、見守り運動を継続して実施します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
しんとう安全・安心メール配信	村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールで配信する。	総務課

② 民生委員活動との連携

障害のある人やその家族への声掛けや見守りを行う民生委員活動と連携しながら、障害のある人の地域での生活を支援します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
避難行動要支援者名簿への登録推進	災害時に自力避難が難しく、支援を必要とする者を事前登録し、地域支援者で情報共有することで、災害時に地域での助け合いや安否確認、避難誘導等に役立てるもの。	総務課 健康保険課

(4)防災対策の推進

災害時に障害のある人が地域で安全に避難できるよう、障害のある人も参加する減災訓練の実施や避難所の確保に努めるとともに、避難時における適切な支援やその後のコミュニケーションの配慮など減災に向けた取り組みを推進します。

① 減災訓練の参加促進

災害発生時における避難方法、誘導方法、避難所開設訓練などを取り入れた訓練や、自主防災組織が主催する避難訓練に、障害のある人の参加を促進します。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
防災訓練	災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練を実施する。	総務課

② 福祉避難所の充実

災害時に要支援者などに配慮された福祉避難所を確保するため、関係機関と連携し障害福祉事業所と調整を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
福祉避難所の指定	主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を受け入れる体制の整備及び良好な生活環境を確保する。	総務課
福祉施設との災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	村内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、施設の一部を福祉避難所として利用するもの。	総務課 健康保険課

③ 災害時避難行動要支援者名簿の活用

災害発生時に自ら避難することが困難な方々を地域の関係者が把握し、支援者による迅速・的確な援助ができる体制をとるため、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織、自治会、民生委員などと連携するとともに、全ての要支援者の個別計画が作成できるよう、機会を捉えて周知・啓発を図ります。

■主要事業■

事業名	事業概要	担当部局
避難行動要支援者名簿への登録推進 【再掲】	災害時に自力避難が難しく、支援を必要とする者を事前登録し、地域支援者で情報共有することで、災害時に地域での助け合いや安否確認、避難誘導等に役立てるもの。	総務課 健康保険課
防災行政無線放送	屋外子局や個別受信機等を介して、村から村民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝える。	総務課

【榛東村成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画の概要

高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加や、障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となることが明らかになっています。地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動の考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークの充実など成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進める必要があります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、高齢者・障害者等が住み慣れた地域で生活できるよう、本村においても「榛東村成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

2 成年後見制度利用促進のための事業

(1)制度の広報・普及

地域で見守りや支援を受けながら、安心して生活を送ることができるよう、周知啓発を行います。

(2)相談支援機能の強化

相談対応や手続き支援を実施します。

(3)成年後見制度に関係する機関等との連携及び調整

権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援に結びつけるために、連携体制の構築を進めます。

(4)成年後見制度利用支援事業

制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がいない方に対して村が審判の申し立てを行う(村長申立て)とともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

第 5 章

障害福祉計画・障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

(1)趣旨

本章は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項で定められた「障害福祉計画」として「第7期榛東村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項で定められた「障害児福祉計画」として「第3期榛東村障害児福祉計画」を定めるものです。

(2)基本的な考え方

地域共生社会の実現に向けて、国が示す障害福祉サービスなどの円滑な実施を確保するための基本指針と、これを受けた群馬県の考え方を踏まえ、本計画は、次に掲げる7項目に配慮して策定します。

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

②一元的な障害福祉サービスの実施

障害者の範囲を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害と高次脳機能障害を含む）、難病がある方として、障害福祉サービスの充実や均てん化に努め、利用の促進を図るとともに、発達障害や高次脳機能障害、難病のある方について、障害者総合支援法に基づく障害者であることの周知を図ります。

③地域生活への移行・継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

自立した生活を希望する方が、安心感をもって地域生活への移行や地域での暮らしを継続できるよう、グループホームをはじめ、必要な障害福祉サービスを受けられる地域生活支援拠点などの整備・機能強化を図るとともに、基幹相談支援センターとの効果的な連携を確保します。また、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域の様々な相談を受け止め、多機関協働の中核として伴走支援を行うとともに、就労支援や居住支援などの多様な社会参加に向けた支援をはじめ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能など、包括的支援に向けた体制整備を進めます。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもの最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援するため、子どものライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携し、障害種別にかかわらない質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援事業などの充実を図ります。また、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包括(インクルージョン)を推進します。

⑥障害福祉人材の確保・定着

将来にわたり安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高める研修や他職種間の連携の推進、職場環境の改善などに関係者と協力して取り組み、提供体制の確保と人材の確保・定着を図ります。

⑥ 障害者の社会参加を支える取組

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援等を図りながら、文化芸術や文字・活字文化の享受、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保など、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざします。

(3)数値目標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定しました。

国の基本方針

- ・地域移行者数：令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・施設入所者数：令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。

目標

令和4年度末の施設入所者24人のうち2人が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。地域生活への移行が進むよう、関係機関と連携し、相談支援体制の強化を進めます。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点での施設入所者数	24人	令和4年度末時点での施設入所者数(実績値)
【目標値】地域生活移行者数	2人	上記のうち令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
令和8年度末における施設入所者数	22人	令和5年3月31日時点
【目標値】令和8年度末の施設入所者数	2人	上記のうち令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標値

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、支援体制の構築を目指します。

国の基本方針

・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場を6回行うことを目標とします。また、精神障害者の地域移行支援・地域密着支援、共同生活援助など地域に根付いた支援を行うよう関係機関と連携していきます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人	保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定する
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の一年間の開催回数を見込みを設定する
精神障害者の自立支援援助利用者数	0人	1人	1人	「自立生活援助の利用者」のうち精神障害者
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	1人	1人	「地域定着支援の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の共同生活援助利用者数	10人	10人	10人	「地域移行支援の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の自立支援援助利用者数	0人	1人	1人	「自立生活援助の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数	—	—	—	「自立訓練(生活訓練)の利用者」のうち精神障害者を設定する

③地域生活支援の充実

地域生活支援拠点とは、障害者の地域での生活を支援する拠点または、複数の機関が分担して機能を担う面的な体制のことをいいます。障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点となっています。

国の基本方針

- ・令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点などを確保しつつ、コーディネーターの配置、地域生活拠点などの機能を担う障害福祉サービス事業所などの担当者の配置、支援ネットワークによる効果的な支援体制、緊急時の連絡体制の構築とその機能の充実のため、年1回以上、支援の実績などを踏まえ、検証・検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標

地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化や高齢化、いわゆる「親亡き後」を見据え、地域生活支援、居住支援のための機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくり)を備えた体制のことです。地域生活支援拠点等について、渋川地域自立支援協議会の場を用いて、課題検討をし、機能の充実を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
設置箇所数	8カ所	8カ所	8カ所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定。(渋川圏域での数値)
コーディネーターの配置人数	39人	39人	39人	コーディネーターの配置人数を設定する
検証及び検討の実施回数 (年間の見込数)	3回	3回	3回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込数を設定。(渋川圏域での数値)
強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	有	有	強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制整備を進めることを基本とする

④福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

国の基本方針

- ・令和8年度末までに福祉施設から一般就労への移行者数を、令和2年度実績の 1.28 倍以上とする。
- うち移行支援事業:1.31 倍、就労A型:1.29 倍、就労B型:1.28 倍
- ・就労定着支援事業利用者数:一般就労移行者のうち、5割以上の利用。
- ・就労定着率7割以上の就労定着事業所数:2割5分以上。

目標

就労移行支援事業等の利用による一般就労への移行、さらに就労定着支援事業を利用した就労定着までの支援の充実を図ります。

ア:一般就労移行者数(就労移行支援事業等)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	2人	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

イ:一般就労移行者数(就労移行支援)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

ウ:一般就労移行の就労定着率

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行者が5割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所

工：一般就労移行者数(就労継続支援A型)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

オ：一般就労移行者数(就労継続支援B型)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.25倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	2人	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

力：就労定着支援事業利用者数

令和3年度の就労定着支援事業の利用者実績の1.41倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度において就労定着支援事業を利用者の数
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	3人	令和8年度において就労定着支援事業を利用者の数

キ：就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

⑤障害児支援の提供体制の整備等

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築と、医療的ニーズへの対応等に向けて、新たに障害児支援の提供に関する成果目標を設定します。

国の基本方針

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ・各市町村又は圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに各市町村において、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ・令和8年度末までに市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ・令和8年度末までに市町村において医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

目標

障害児支援の提供体制の整備等については、渋川圏域(渋川市、吉岡町及び榛東村)協議を進め、体制の充実を図ります。発達障害者等に対する支援については、本計画期間での数値を見込んでいませんが、適切な発達支援を行う体制整備の検討に努めます。

種別	目標
①児童発達支援センターの設置	1カ所
②保育所等訪問支援の実施	1カ所
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1カ所
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1カ所
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所
⑥医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	3人

⑥相談支援体制の充実・強化等

各市町村又は圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

国の基本方針

- ・令和8年度末までに各市町村(又は各圏域)において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ・なお、これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

目標

本村においては、基幹相談支援センター「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を中心に、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みを図ります。

ア:総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	有	有	有

イ:地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導件数

令和8年度までの地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な助言・指導件数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導助言件数	12件	12件	12件

ウ:地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

令和8年度までの地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	6件	6件	6件

工：地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数

令和5年度までの地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数	12件	12件	12件
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

オ：協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組

自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

国の基本方針

・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討します。検討にあたっては、渋川地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制無	体制無	体制無	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定。
	0回	0回	0回	
指導監査結果の関係市町村との共有	体制有	体制有	体制有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定。
	1回	1回	1回	

2 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排泄、食事の介護、掃除や洗濯の援助、通院時の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上の著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などの総合的な援助を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護など必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護、排泄・食事などの介護、その他行動する際の必要な援助を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者などであって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

■サービスの利用実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人／月	14 人／月	15 人／月	13	17	20	23
	時間／月			350	350	362	416
重度訪問介護	人／月			0	0	0	1
	時間／月			0	0	0	350
同行援護	人／月			1	1	1	1
	時間／月			29	20	20	20
行動援護	人／月			0	0	0	0
	時間／月			0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人／月	357 時間／月	385 時間／月	0	0	0	0
	時間／月			-	0	0	0

令和5年度は実績見込み

◎訪問系サービスの見込み量確保のための方策

居宅介護は今後も利用が増加すると見込まれます。今後も専門的な技術を有する事業所等に委託してサービスを提供します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常時、介護が必要な人に、昼間、障害者支援施設などにおいて入浴・排泄・食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設若しくはサービス事業所または居宅において、必要なリハビリテーション、生活に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設若しくはサービス事業所または居宅において、自立した日常生活のために必要な訓練、生活に関する相談や助言などの支援を行います。
就労選択支援	通常の事業所に雇用されている方、就労を希望する方に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択の支援を行います。
就労移行支援	通常の事業所での雇用が可能と見込まれ、通常の事業所への就労を希望する方に、一定期間、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所への就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労する方に、生産活動などの機会の提供、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所での就労の継続が困難になった方、就労移行支援によっても通常の事業所での雇用に至らなかった方などに、生産活動などの機会の提供、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題の把握、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主として昼間、病院において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話などを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気などの理由で介護できないとき、障害者支援施設などに短期間入所をさせ、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行います。

■サービスの利用実績と見込み

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	38	40	42	39	41	43
	人日／月	828	872	916	866	910	955
自立訓練 (機能訓練)	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人／月	2	3	2	2	3	3
	人日／月	31	47	31	32	47	47
就労選択支援	人／月	—	—	—	6	7	7
就労移行支援	人／月	4	4	3	2	4	5
	人日／月	84	84	63	35	70	87
就労継続支援 (A型)	人／月	8	10	12	5	6	7
	人日／月	168	210	252	100	119	139
就労継続支援 (B型)	人／月	28	30	32	37	41	45
	人日／月	504	540	577	707	783	860
就労定着支援	人／月	0	0	2	3	3	3
療養介護	人／月	2	2	2	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人／月	6	7	8	6	7	8
	人日／月	35	41	47	53	62	70
短期入所 (医療型)	人／月	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	0	0	0

令和5年度は実績見込み

◎日中活動系サービスの見込み量確保のための方策

生活介護、就労継続支援(A型・B型)は、今後も利用が増加することを見込みます。

障害のある人が自分らしく暮らせるよう、各種サービスの確保に向けて、引き続き事業者と連携していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者の支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者について、居宅の定期的な訪問や随時の対応によって、地域生活の支援を実施します。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談・入浴・排泄・食事の介護など、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、主に夜間において、入浴・排泄・食事の介護、生活などに関する相談や助言その他必要な日常生活上の支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的・精神障害者に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

■ サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人／月	0	1	1	1	1	1
共同生活援助	人／月	21	22	23	25	27	29
施設入所支援	人／月	24	24	24	24	23	22
宿泊型自立訓練	人／月	1	1	1	1	1	1

令和5年度は実績見込み

◎ 居住系サービスの見込み量確保のための方策

親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して障害者の方々が暮らしていけるよう、ニーズを把握し、事業者と連携しながら、サービスの確保に努めていきます。

(4)相談支援

相談支援で提供されるサービスは以下のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスなどを利用する人のサービス等利用計画を作成し、支給決定、利用計画見直し(モニタリング)を実施することで、サービスの利用を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設や病院に入所・入院している方に、住居の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援などを行います。
地域定着支援	自宅において単身などで生活している方に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援などを行います。

■サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	26	27	28	29	29	29
地域移行支援	人／月	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	1	1	1	1	1

◎相談支援の見込み量確保のための方策

計画相談支援は今後も現在と同程度の利用を見込みます。地域移行支援、地域定着支援についてもサービスの確保を進めていきます。

3 地域生活支援事業の必要量の見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害や障害のある人への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

本村では障害のある人への支援方法等を解説したパンフレットの配布・回覧等により、地域住民への周知を図ります。

■ サービスの利用実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

これまで利用実績がありませんが、必要に応じて、地域における自発的な取り組みを支援していきます。

■ サービスの利用実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施

③相談支援事業

■サービスの内容

障害者相談支援事業	障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用などに関し、必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、相談支援事業者へ指導・助言を行う専門職員を配置し、地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障害者が賃貸契約により一般住宅に入居するにあたり、必要な支援を行います。

■サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◎見込み量確保のための方策

本村では、相談支援事業で実施する各事業について、渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託して実施しています。今後も同協議会へ委託して事業を実施していきます。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

今後も、それぞれのケースに応じた適切な支援ができるよう検討し、必要と判断された場合には、村長による申立を行っていきます。

■サービスの利用実績と見込み

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

令和5年度は実績見込み

◎見込み量確保のための方策

親亡き後に障害者が自立した生活が送れるよう、成年後見制度を利用する障害者は緩やかに増加していくと見込みます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見活動を支援します。

現在制度を実施する法人はありませんが、今後も、後見制度の実施に取り組む法人を支援していきます。

■サービスの利用実績と見込み

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある障害のある人に、障害のある人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者・要約筆者派遣事業は、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託します。また、手話通訳者設置事業は、渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託します(毎月第4月曜日)。

■サービスの利用実績と見込み

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業 (実利用者数)	人	0	0	1	1	1	1
要約筆者派遣事業 (実利用者数)	人	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業 (実設置者数)	件	1	1	1	1	1	1

令和5年度は実績見込み

⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

■サービスの内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなどの身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置などの入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計などの在宅療養などを支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭などの情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具などの排泄管理を支援する用具や衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

■サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (利用件数)	件／年	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具 (利用件数)	件／年	1	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具 (利用件数)	件／年	2	0	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具 (利用件数)	件／年	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具 (利用件数)	件／年	329	369	330	340	340	340
居宅生活動作補助用具 (利用件数)	件／年	1	1	0	1	1	1

令和5年度は実績見込み

◎見込み量確保のための方策

今後も、必要とする人が円滑に利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

本村は、吉岡町と共同で実施しています。

今後も吉岡町と共同で入門過程、基礎課程ともに毎年の実施を見込みます。

■サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門課程 (養成講習修了者数)	人	7	9	7	9	10	11
基礎課程 (養成講習修了者数)	人	6	8	7	8	9	10

⑨移動支援事業

ひとりで外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

延利用時間は減少傾向にありますが、移動手段の確保は本村においては大きな課題のひとつであることから、引き続きサービスの確保に努めていきます。

■サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人／年	12	12	14	15	16	17
	時間／年	1,137	1,112	1,160	1,200	1,250	1,300

令和5年度は実績見込み

◎見込み量確保のための方策

移動手段の確保は本村においては大きな課題のひとつであることから、引き続きサービスの確保に努めていきます。

⑩地域活動支援センター事業

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

■サービスの利用実績と見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業(自市町村分)	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人／年	3	3	3	4	4	4
地域活動支援センター事業(他市町村分)	箇所数	2	2	2	3	3	3
	人／年	5	5	5	6	6	6

令和5年度は実績見込み

◎見込み量確保のための方策

地域活動支援センターは、対象者や活動内容の自由度が高い事業のため、利用者を法に基づく事業や就労へと移行させながら、微増していくと見込みます。

4 障害児福祉サービスの見込み

(1) 障害児通所支援等の必要量の見込み

障害児を対象とした支援サービスは以下のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援などを行います。
放課後等デイサービス	学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、配慮を必要とする子どもや職員に対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、医療型児童発達支援センターなどにおいて児童発達支援や治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	子どもの心身の状況やその置かれている環境、障害福祉サービス利用についての意向などに基づき、障害児支援利用計画の作成と利用状況の評価と計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的なケアが必要な子どもを支援するため、関係機関との連携した支援を調整するコーディネーターを配置します。

■サービスの利用実績と見込み

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人／月	15	16	18	26	29	32
	時間／月	165	176	198	294	328	362
放課後等デイサービス	人／月	40	41	42	46	49	52
	人日／月	600	615	630	741	789	837
保育所等訪問支援	人／月	2	2	2	1	1	1
	人日／月	2	2	2	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人／月	2	2	1	1	1	1
医療型児童入所支援	人／月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人／月	15	17	18	12	12	14
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	3	3	3

令和5年度は実績見込み

◎障害児通所支援等の見込み量確保のための方策

児童発達支援、障害児相談支援は増加傾向が続いています。放課後等デイサービスも利用は横ばいとなっています。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして渋川広域自立支援協議会により広域で配置しています。

発達に不安を抱える児童は近年増加傾向にあることを踏まえ、児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめとする各種障害児サービスの確保に努めます。

第 6 章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に基づく諸施策の実施については、福祉部門だけでなく、保健、医療、教育、住宅、まちづくり、危機管理など、庁内での連携のもとに推進していく必要があります。このため、関連部署や関連機関との協議・調整を行い、連携・協力していきます。

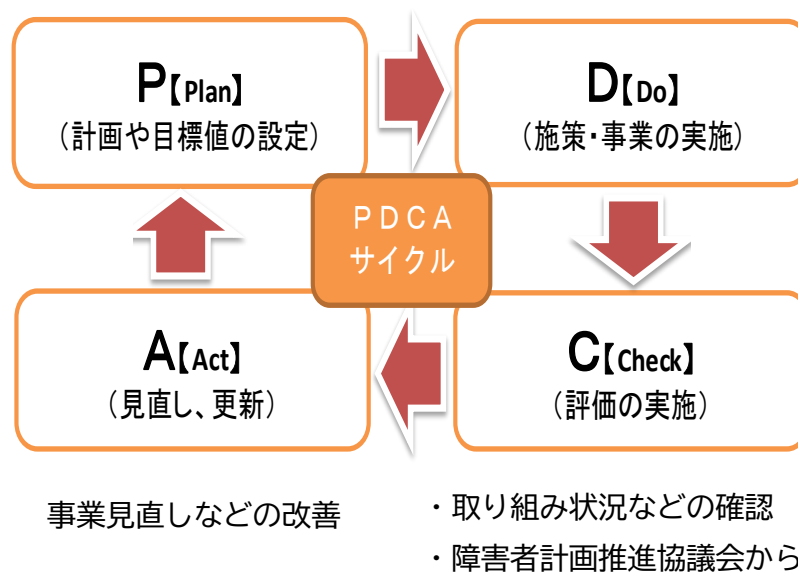
2 計画の進行管理

本計画では、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)】を導入し、計画の進行管理を適切に行います。

計画策定後は、各年度において、「各施策の取り組み状況」や「サービスの見込み量などの状況」を検証した上で、関係機関や団体などで構成する「榛東村障害者計画策定委員会」に報告し助言をいただき、課題の整理や改善に努めます。

また、本計画の最終年度には、全体の総括を行い、次期計画の策定に反映させていきます。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 榛東村障害者計画策定委員会設置要綱

○榛東村障害者計画策定委員会設置要綱

平成29年訓令甲第7号
令和2年訓令甲第24号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第11条第3項の規定に基づく榛東村障害者計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、同法同条第6項の規定に基づき、障害者その他の関係者の意見を聴くため、榛東村障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に係る基礎調査に関する事項
- (2) 計画の策定に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 別表第1に掲げる団体が推薦する者
- (2) 別表第2に掲げる職にある者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 榛東村に住民登録をしている者

(任期)

第4条 委員の任期は、一計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、一計画の策定において最初に招集される会議は、村長が招集する。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

団体名
榛東村社会福祉協議会
榛東村民生委員児童委員協議会
榛東村自治会連合会
特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会

別表第2(第3条関係)

職名
総務課長
企画財政課長
住民生活課長
健康保険課長
建設課長
教育委員会事務局長

2 榛東村障害者計画策定委員会 委員名簿

○榛東村障害者計画策定委員会委員

氏名	職名等	備考
金井 佐則	社会福祉法人榛東村社会福祉協議会 会長	
渡部 久子	榛東村民生委員児童委員協議会 自立支援研究委員会委員長	副委員長
湯浅 悟	榛東村自治会連合会会長	委員長
飯塚 秀利	特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会 渋川広域障害福祉なんでも相談室室長	
鈴木 美雪	群馬県立県民健康科学大学看護学部 講師	
山口 誠一	総務課長	
飯塚 邦守	企画財政課長	
村上 誠	住民生活課長	
早川 弘行	健康保険課長	
狩野 宏記	建設課長	
足達 哲也	教育委員会事務局長	

第4期 榛東村 障害者計画
第7期 榛東村 障害福祉計画
第3期 榛東村 障害児福祉計画

令和6年3月

発行 榛東村

編集 榛東村健康保険課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井 790 番地1

TEL 0279-26-2513(直通)

